

平成 29 年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次 (平成 29 年度)

I 調査経過	5
II 調査結果 A	6
1. 定員	6
2. 現員	6
3. 事業所設置年	7
4. 利用率	8
5. 年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	9
6. 職員の数と構成	10
7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	13
8. 夜間職員の勤務状況	14
9. 施設・事業所の建物の状況	15
10. 主な加算・減算の状況	16
11. たんの吸引等の実施のための研修を修了している職員数	18
12. 短期入所の状況	18
13. 職員の資格取得・処遇の状況	21
III 調査結果 B	25
1. 定員と現在員	25
2. 年齢別施設利用者数	26
3. 施設・事業在籍年数	29
4. 障害支援区分等の状況	31
5. 療育手帳程度別在所者数	32
6. 身体障害の状況	33
7. 精神障害の状況	34
8. 「てんかん」の状況	35
9. 認知症の状況	36
10. 触法障害者の状況	37
11. 支援度	38
12. 医療的ケアの実施状況	41
13. 複数事業利用者の状況	43
14. 日中活動利用者の生活の場の状況	44
15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	44
16. 入退所の状況	45
17. 就職の状況	51
18. 介護保険サービスへの移行状況	55
19. 死亡の状況	61
調査票 A	64
調査票 B	68

I 調査経過（29年度）

平成29年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として当調査を実施した。会員事業所4,413か所に調査表を発送し、【事業所単位：調査表A】は3,184か所（回収率72.2%）、【事業利用単位：調査表B】は3,202か所（回収率72.6%）から回答を頂くことができた。

今年度も当委員会で設問項目の精査を行い、設問項目の追加や既存項目にサブクエスションを加えるなど報酬改定や制度の充実に向けて要望を行う際の根拠となることを意識して調査内容の検討・改変を行った。

この全国調査は、我が国の知的障害福祉の実態を把握する上で重要な意味を持つ経年的悉皆調査であることから、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 大垣 勲 男

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率（%）
障害児入所施設	239	160	66.9
児童発達支援センター	189	122	64.6
日中活動事業所	2,387	1,702	71.3
障害者支援施設	1,598	1,200	75.1
計	4,413	3,184	72.2

* 日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

* 障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。
ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率（%）	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	240	159	66.3
		児童発達支援センター	189	123	65.1
	単 独 型	療 養 介 護	0	0	0
		生 活 介 護	2,045	1,553	75.9
		自 立 訓 練	19	17	89.5
		就 労 移 行 支 援	15	9	60.0
		就 労 継 続 支 援 A 型	33	27	81.8
		就 労 継 続 支 援 B 型	377	280	74.3
	多機能型事業所		1,495	1,034	69.2
	計		4,413	3,202	72.6
(うち施設入所支援)		1,597	1,197	75.0	
事業数		4,413	3,202	72.6	

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,138	772	67.8
	自 立 訓 練	235	152	64.7
	就 労 移 行 支 援	587	390	66.4
	就 労 継 続 支 援 A 型	96	52	54.2
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,340	913	68.1

* 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

* 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

* 財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果 A (29年度)

[1] 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は593か所（18.6%）、30～49人の事業所は1,289か所（40.5%）、50～99人の事業所は1,170か所（36.7%）、100～199人の事業所は123か所（3.9%）であった。19人以下の事業所は2%未満、150人以上の事業所は1%未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所が48か所（30.0%）と最も多く、児童発達支援センターでも、30～39人の事業所が63か所（51.6%）と最も多かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の事業所が22～29%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が491か所（40.9%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が281か所（23.4%）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の事業所が349か所（29.1%）と最も多く、次に60～99人の事業所が329か所（27.4%）と多かった。

定員規模別事業所数に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表1 定員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	1 0.6	15 9.4	27 16.9	48 30.0	32 20.0	17 10.6	16 10.0	3 1.9	1 0.6		160 100
児童発達支援センター	2 1.6	6 4.9	12 9.8	63 51.6	19 15.6	13 10.7	6 4.9	1 0.8			122 100
日中活動事業所	1 0.1	22 1.3	495 29.1	376 22.1	454 26.7	153 9.0	193 11.3	6 0.4	2 0.1		1,702 100
障害者支援施設（日中）			12 1.0	85 7.1	212 17.7	281 23.4	491 40.9	100 8.3	10 0.8	9 0.8	1,200 100
障害者支援施設（夜間）		2 0.2	11 0.9	162 13.5	279 23.3	349 29.1	329 27.4	54 4.5	6 0.5	8 0.7	1,200 100
事業所数（※1）	4 0.1	43 1.4	546 17.1	572 18.0	717 22.5	464 14.6	706 22.2	110 3.5	13 0.4	9 0.3	3,184 100

(※1) 事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

[2] 現員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、現員30人未満の事業所は673か所（21.1%）、30～49人の事業所は1,184か所（37.2%）、50～99人の事業所は1,092か所（34.3%）、100～199人の事業所は97か所（3.0%）であった。現員19人以下の事業所は215か所（6.8%）と定員規模別事業所数（47か所1.5%）に比べて多かった。しかし、150人以上の事業所は21か所（0.7%）と定員規模別事業所数（22か所、0.7%）と同様に少なかった。

障害児入所施設では20～29人の事業所が49か所（30.6%）、児童発達支援センターでは30～39人の事業所が35か所（28.7%）で最も多かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の事業所が334～388か所（19～23%）と多かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が421か所（35.1%）と最も多く、次いで50～59人の事業所が268か所（22.3%）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の事業所が271～314か所（22～26%）と多かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のほぼすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は117か所に対し現員分布では63か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が746か所に対して現員では605か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	12 7.5	28 17.5	49 30.6	28 17.5	20 12.5	10 6.3	4 2.5		1 0.6		8 5.0	160 100
児童発達支援センター	1 0.8	4 3.3	18 14.8	35 28.7	20 16.4	14 11.5	7 5.7	3 2.5	1 0.8	1 0.8	18 14.8	122 100
日中活動事業所	14 0.8	150 8.8	366 21.5	388 22.8	334 19.6	185 10.9	183 10.8	6 0.4	2 0.1		74 4.3	1,702 100
障害者支援施設（日中）		6 0.5	25 2.1	126 10.5	233 19.4	268 22.3	421 35.1	75 6.3	9 0.8	7 0.6	30 2.5	1,200 100
障害者支援施設（夜間）	2 0.2	3 0.3	40 3.3	210 17.5	314 26.2	271 22.6	289 24.1	36 3.0	3 0.3	6 0.5	26 2.2	1,200 100
事業所数	27 0.8	188 5.9	458 14.4	577 18.1	607 19.1	477 15.0	615 19.3	84 2.6	13 0.4	8 0.3	130 4.1	3,184 100

[3] 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

障害児入所施設は、1961年～1970年に78か所（48.8%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に33か所（20.6%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に41か所（33.6%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、2001年～2010年、2011年以降に17～22か所（13～18%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に657か所（38.6%）設置され、次いで、1991年～2000年に383か所（22.5%）設置されている。2011年以降も328か所（19.3%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に280か所（23.3%）、1981年～1990年に314か所（26.2%）、1991年～2000年に315か所（26.3%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（76.3%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に75.8%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	11	33	78	18	2	5	5	8	160
	6.9	20.6	48.8	11.3	1.3	3.1	3.1	5.0	100
児童発達支援センター		5	22	41	7	11	17	19	122
		4.1	18.0	33.6	5.7	9.0	13.9	15.6	100
日中活動事業所		3	20	77	234	383	657	328	1,702
		0.2	1.2	4.5	13.7	22.5	38.6	19.3	100
障害者支援施設	3	19	116	280	314	315	129	24	1,200
	0.3	1.6	9.7	23.3	26.2	26.3	10.8	2.0	100
計	14	60	236	416	557	714	808	379	3,184
	0.4	1.9	7.4	13.1	17.5	22.4	25.4	11.9	100

[4] 利用率

表4は、平成28年度1年間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率は90%以上の事業所が54.9%と5割を超えていた。

事業所別の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が30.0%と低かったのに対して、利用率50%未満が11.9%と他の事業所と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満が21.3%、90%～100%未満が18.0%と比較的高かった。100%超が24.6%とおおよそ4か所に1か所は年間利用率が100%を超えていた。日中活動事業所では、80～90%未満が23.0%、90～100%未満の事業所が25.9%と高かった。また、利用率100%超の事業所も18.8%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満が52.1%と5割を超えていた。利用率100%超の事業所も14.5%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が71.2%と高く、利用率80%未満の事業所は4.2%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が48.1%（前年度 51.9%）、児童発達支援センターが45.1%（前年度 46.1%）、日中活動事業所が43.1%（前年度 41.4%）、障害者支援施設（日中）が23.0%（前年度 24.1%）、障害者支援施設（夜間）が12.7%（前年度 13.9%）であった。

表4 利用率（平成28年度）

（事業所数・下段は%）

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	19	9	11	17	21	38	9	1	35	160
	11.9	5.6	6.9	10.6	13.1	23.8	5.6	0.6	21.9	100
児童発達支援センター	4	6	9	10	26	22	1	30	14	122
	3.3	4.9	7.4	8.2	21.3	18.0	0.8	24.6	11.5	100
日中活動事業所	52	29	84	177	391	441	29	320	179	1,702
	3.1	1.7	4.9	10.4	23.0	25.9	1.7	18.8	10.5	100
障害者支援施設（日中）	7	5	27	78	159	625	58	174	67	1,200
	0.6	0.4	2.3	6.5	13.3	52.1	4.8	14.5	5.6	100
障害者支援施設（夜間）	9	1	8	32	102	854	64	63	67	1,200
	0.8	0.1	0.7	2.7	8.5	71.2	5.3	5.3	5.6	100
事業所数	82	49	131	282	597	1,126	97	525	295	3,184
	2.6	1.5	4.1	8.9	18.8	35.4	3.0	16.5	9.3	100

[5] 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、平成28年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が52.9%（前年度 53.1%）と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.2%（前年度 29.2%）であった。226日～275日開所している事業所が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が48.4%（前年度 51.6%）と最も多く、次いで、251～275日が18.0%（前年度 21.9%）であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が55.3%（前年度 55.6%）と最も多く、次いで、226～250日が27.8%（前年度 27.5%）であった。

表6は、平成28年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間7～8時間未満が43.6%（前年度36.6%）と多く、次いで、6～7時間未満が32.2%（前年度 41.0%）であった。前年度は6～7時間未満が多かったが、今年度は7～8時間未満が最も多くなっていた。開所時間が4時間未満の事業所は0.1%（前年度 0.3%）、10時間以上は1.2%（前年度 1.0%）とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、6～7時間未満が32.8%（前年度32.0%）と多く、5～6時間未満が22.1%（前年度 18.8%）、4～5時間未満が13.1%（前年度 22.7%）で比較的多かった。開所時間が4時間未満の事業所は0.8%（前年度 1.6%）、8時間以上の事業所は13.9%（前年度 15.6%）であった。

日中活動事業所では、7～8時間未満が45.9%（前年度38.8%）と最も多く、次いで、6～7時間未満が32.1%（前年度 41.7%）であった。前年度は6～7時間未満が多かったが、今年度は7～8時間未満が最も多くなっていた。開所時間が4時間未満の事業所は0.1%（前年度 0.2%）、8時間以上の事業所は13.9%（前年度 8.4%）であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

表5 平成28年度の総開所日数

（事業所数・下段は%）

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	1 0.8	15 12.3	59 48.4	22 18.0	15 12.3			10 8.2	122 100
日中活動事業所	11 0.6	3 0.2	474 27.8	942 55.3	103 6.1	55 3.2	59 3.5	55 3.2	1,702 100
計	12 0.7	18 1.0	533 29.2	964 52.9	118 6.5	55 3.0	59 3.2	65 3.6	1,824 100

表6 平成28年度の1日あたりの平均開所時間

（事業所数・下段は%）

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター	1 0.8		16 13.1	27 22.1	40 32.8	15 12.3	15 12.3	2 1.6		6 4.9	122 100
日中活動事業所		1 0.1	7 0.4	75 4.4	547 32.1	781 45.9	218 12.8	3 0.2	16 0.9	54 3.2	1,702 100
計	1 0.1	1 0.1	23 1.3	102 5.6	587 32.2	796 43.6	233 12.8	5 0.3	16 0.9	60 3.3	1,824 100

[6] 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が843人81.8%（前年度83.6%）、非常勤が102人9.9%（前年度7.4%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,345人77.7%（前年度74.2%）、非常勤が209人12.1%（前年度13.3%）であった。看護師は、常勤専従が267人66.1%（前年度72.1%）、非常勤が63人15.6%（前年度12.6%）であった。障害児入所施設の職員のうち、看護師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が32.2%（前年度34.2%）、生活支援員・児童指導員が51.4%（前年度51.7%）、看護師が10.2%（前年度8.7%）であった。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計
			常勤兼務の 換算数	非常勤兼務の 換算数	
①施設長・管理者	83	81	41.1	0	164
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	172	21	17.8	2	195
③保育士	843	85	57.1	102	1,030
④生活支援員・児童指導員	1,345	178	118.0	209	1,732
⑤職業指導員・就労支援員	54	5	3.4	2	61
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	267	74	17.2	63	404
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	106	39	8.4	35	180
直接支援職員小計	2,615	381	204.1	411	3,407
⑧医師	14	13	3.2	73	100
⑨管理栄養士	44	21	9.0	1	66
⑩栄養士	50	18	9.0	4	72
⑪調理員	165	61	18.8	107	333
⑫送迎運転手	12	6	2.8	23	41
⑬事務員	200	82	32.0	42	324
⑭その他職種	99	19	4.3	149	267
合計	3,454	703	342.1	812	4,969

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が835人66.5%（前年度65.6%）、非常勤が365人29.1%（前年度30.2%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が368人70.9%（前年度71.5%）、非常勤が123人23.7%（前年度24.0%）であった。看護師は、常勤専従が33人44.0%（前年度38.9%）、非常勤が40人53.3%（前年度56.9%）であった。児童発達支援センターでは、障害児入所施設に比べて看護師の常勤専従の割合が20ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が61.4%（前年度62.7%）、生活支援員・児童指導員が27.1%（前年度27.8%）、看護師が2.4%（前年度2.1%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計
			常勤兼務の 換算数	非常勤兼務の 換算数	
①施設長・管理者	79	55	22.8	0	134
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	125	18	9.4	1	144
③保育士	835	55	45.1	365	1,255
④生活支援員・児童指導員	368	28	14.6	123	519
⑤職業指導員・就労支援員	6	0	0.0	1	7
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	33	2	0.7	40	75
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	118	27	8.0	87	232
直接支援職員小計	1,360	112	68.4	616	2,088
⑧医師	4	6	0.7	26	36
⑨管理栄養士	23	11	3.5	8	42
⑩栄養士	27	3	0.5	10	40
⑪調理員	53	9	2.9	106	168
⑫送迎運転手	27	2	1.3	75	104
⑬事務員	76	22	8.3	27	125
⑭その他職種	46	5	3.1	49	100
合計	1,820	243	120.9	918	2,981

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が8,514人53.8%（前年度55.0%）、非常勤が5,285人33.4%（前年度32.3%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,858人60.9%（前年度59.5%）、非常勤が1,465人31.2%（前年度32.2%）であった。看護師は、常勤専従が333人23.9%（前年度23.4%）、非常勤が858人61.6%（前年度62.4%）であった。日中活動事業所では、児童発達支援センターよりも、さらに看護師の常勤専従の割合が20ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が71.5%（前年度71.8%）、職業指導員・就労支援員が24.0%（前年度23.8%）、看護師が2.8%（前年度2.6%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計
			常勤兼務の 換算数	非常勤兼務の 換算数	
①施設長・管理者	698	974	462.0	23	1,695
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,305	549	355.4	16	1,870
③保育士	79	20	14.3	23	122
④生活支援員・児童指導員	8,514	2,013	1,738.8	5,285	15,812
⑤職業指導員・就労支援員	2,858	369	353.4	1,465	4,692
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	333	201	79.4	858	1,392
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	127	37	14.6	123	287
直接支援職員小計	11,911	2,640	2,200.5	7,754	22,305
⑧医師	2	8	0.8	152	162
⑨管理栄養士	52	58	19.1	22	132
⑩栄養士	104	90	41.8	65	259
⑪調理員	213	192	83.8	754	1,159
⑫送迎運転手	50	32	11.8	801	883
⑬事務員	674	420	237.4	285	1,379
⑭その他職種	338	51	36.0	345	734
合計	15,347	5,014	3,448.6	10,217	30,578

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が26,531人70.8%（前年度69.1%）、非常勤が6,491人17.3%（前年度18.0%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が485人60.3%（前年度62.4%）、非常勤が209人26.0%（前年度21.4%）であった。看護師は、常勤専従が1,397人66.7%（前年度63.4%）、非常勤が368人17.6%（前年度20.2%）であった。障害者支援施設では、看護師の常勤専従の割合が障害児入所施設と同程度で、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.5%（前年度92.4%）、職業指導員・就労支援員が1.7%（前年度1.9%）、看護師が4.9%（前年度4.8%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

以上、表7-1から表7-4の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所別にみると、障害児入所施設が76.8%（前年度77.1%）、児童発達支援センターが65.1%（前年度64.1%）、日中活動事業所が53.4%（前年度53.8%）、障害者支援施設が70.2%（前年度68.3%）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務の 換算数	計
①施設長・管理者	748	505	311.1	16	11.4	1,269
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,497	423	266.5	15	9.3	1,935
③保育士	143	72	51.0	32	16.9	247
④生活支援員・児童指導員	26,531	4,431	3,622.7	6,491	3,749.0	37,453
⑤職業指導員・就労支援員	485	110	116.2	209	132.4	804
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	1,397	330	240.2	368	180.3	2,095
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	133	35	13.9	95	16.6	263
直接支援職員小計	28,689	4,978	4,044.0	7,195	4,095.2	40,862
⑧医師	10	11	1.8	264	25.4	285
⑨管理栄養士	478	98	70.3	19	10.1	595
⑩栄養士	528	133	93.5	44	20.0	705
⑪調理員	1,865	292	224.3	870	461.1	3,027
⑫送迎運転手	49	16	6.4	188	78.0	253
⑬事務員	2,008	559	335.2	308	176.1	2,875
⑭その他職種	309	93	51.2	818	411.4	1,220
合計	36,181	7,108	5,404.3	9,737	5,298.0	53,026

表7-5は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が129%（前年度114%）、児童発達支援センターが103%（前年度98%）で、常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は83%（前年度84%）、障害者支援施設は99%（前年度98%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は148%（前年度129%）、児童発達支援センターは131%（前年度127%）、日中活動事業所は129%（前年度128%）、障害者支援施設は127%（前年度134%）となっていた。どの事業種も配置義務員数を超過して運営されていた。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）（上段は人・下段は1施設あたりの職員数）

直接支援職員	有効回答 事業所実数	配置義務 員数	常勤専従	常勤兼務	非常勤		常勤換算後 の計
					常勤兼務の換算数	非常勤 非常勤兼務の換算数	
障害児入所施設	88	980	1,263	94	65.3	176	1,452.3
	-	11.1	129%	-	-	-	148%
児童発達支援センター	76	801	822	74	37.6	373	1,045.7
	-	10.5	103%	-	-	-	131%
日中活動事業所	956	8,081	6,704	1,683	1,313.0	4,407	10,444.7
	-	8.5	83%	-	-	-	129%
障害者支援施設	717	17,389	17,189	2,916	2,487.0	4,170	22,082.0
	-	24.3	99%	-	-	-	127%

注1)「配置義務員数」の下段は、上段の配置義務員数を事業所実数（左端）で除した値

注2)「常勤専従」と「常勤換算後の計」の下段は、上段の数を配置義務員数で除した値

[7] 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性が74.3%（前年度72.9%）に対して、女性は56.4%（前年度55.7%）と少なく、男女合計では正規63.8%（前年度62.9%）、非正規36.2%（前年度37.1%）と前年度に比して職員の非正規化は0.9ポイント改善されていた。一方、非正規化が進んだのは男女の65歳以上の階層87.5%（前年度86.9%）と女性の20歳未満の階層30.4%（前年度28.4%）であり、それ以外の階層は全て正規化の割合がアップしていた。年代別では、男性は正規の割合が20代から40代まで85%以上、50代でも76.6%が正規職員であるのに対し、女性は20代の84.6%をピークに30代で65.2%、40代50代では50%強にまで正規職員の割合は落ちている。また、65歳未満を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳で定年退職し期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が多く、全体では1年以内に雇われた職員の半数以上（52.8%）が非正規職員であった。その傾向は女性に顕著で1年未満では6割弱（57.3%）、3年未満でも5割強（51.5%）が非正規職員となっており、障害福祉現場における新規職員の非正規化の実態が顕著となっていた。

表8 年齢と性別

(人)

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	72	6,121	7,828	6,957	4,735	1,121	533	27,367
	(%)	61.5	85.9	89.6	87.4	76.6	34.0	15.5	74.3
	非正規	45	1,001	904	1,000	1,448	2,173	2,906	9,477
	(%)	38.5	14.1	10.4	12.6	23.4	66.0	84.5	25.7
女性	正規	156	8,292	6,185	7,172	6,446	1,007	251	29,509
	(%)	69.6	84.6	65.2	53.5	52.5	23.4	8.8	56.4
	非正規	68	1,511	3,304	6,244	5,831	3,290	2,605	22,853
	(%)	30.4	15.4	34.8	46.5	47.5	76.6	91.2	43.6
計	正規	228	14,413	14,013	14,129	11,181	2,128	784	56,876
	(%)	66.9	85.2	76.9	66.1	60.6	28.0	12.5	63.8
	非正規	113	2,512	4,208	7,244	7,279	5,463	5,511	32,330
	(%)	33.1	14.8	23.1	33.9	39.4	72.0	87.5	36.2

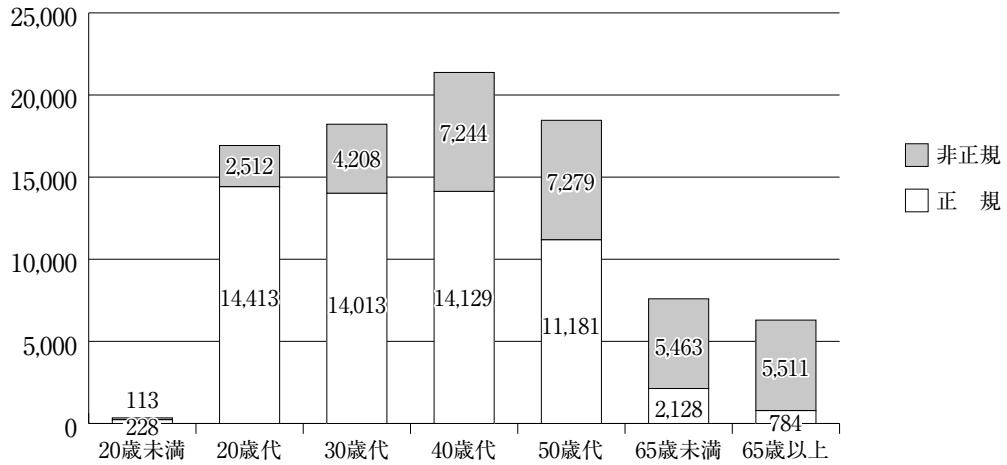
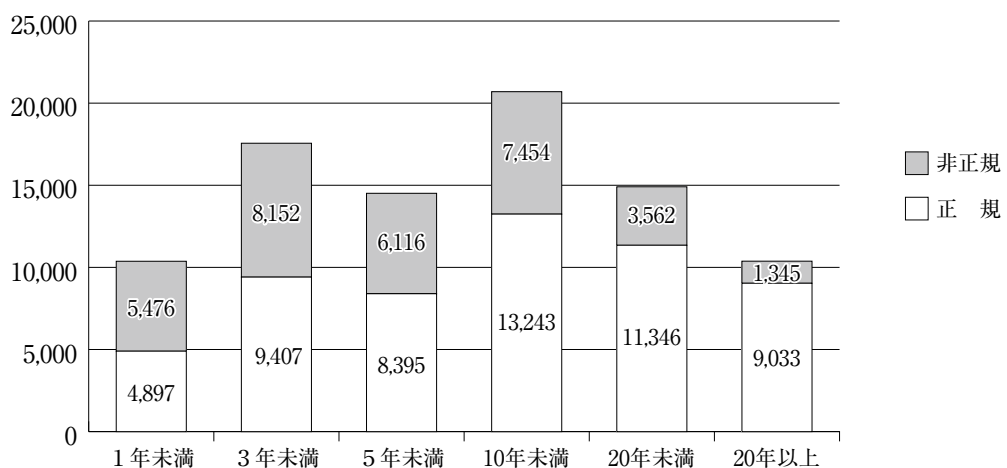


表9 同一法人内での勤務年数

(人)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,129	4,074	3,944	6,373	5,666	4,913	27,099
	(%)	54.8	62.2	68.3	75.6	88.4	90.2	74.2
	非正規	1,755	2,481	1,828	2,059	742	536	9,401
	(%)	45.2	37.8	31.7	24.4	11.6	9.8	25.8
女性	正規	2,768	5,333	4,451	6,870	5,680	4,120	29,222
	(%)	42.7	48.5	50.9	56.0	66.8	83.6	56.3
	非正規	3,721	5,671	4,288	5,395	2,820	809	22,704
	(%)	57.3	51.5	49.1	44.0	33.2	16.4	43.7
計	正規	4,897	9,407	8,395	13,243	11,346	9,033	56,321
	(%)	47.2	53.6	57.9	64.0	76.1	87.0	63.7
	非正規	5,476	8,152	6,116	7,454	3,562	1,345	32,105
	(%)	52.8	46.4	42.1	36.0	23.9	13.0	36.3



[8] 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が82か所53.2%（前年度

52.6%)、障害者支援施設が873か所74.2%（前年度73.6%）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で72か所46.8%（前年度47.4%）、障害者支援施設は303か所25.8%（前年度26.4%）となっており、両施設とも「夜勤体制のみ」が前年度に比べわずかではあるが増えている。1夜あたりの1事業所における平均職員数は、障害児入所施設で2.7人（前年度2.6人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で10.9人（前年度11.9人）、障害者支援施設で17.8人（前年度18.1人）と、両施設とも夜勤者のみるべき人数は微減している。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	82	873	955
	割合	53.2%	74.2%	71.8%
	夜間職員総数（※2）	196	2,521	2,717
	1事業所平均職員数（※3）	2.4	2.9	2.8
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※4）	11.2	18.7	18.1
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	72	303	375
	割合	46.8%	25.8%	28.2%
	夜間職員総数	217	1,043	1,260
	うち夜勤	88	634	722
	うち宿直	129	409	538
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	3.0	3.4	3.4
1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.7	15.7	16.5	
全体（無回答除く）	事業所数	154	1,176	1,330
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	413	3,564	3,977
	1事業所平均職員数	2.7	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.9	17.8	17.1

（※2）夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

（※3）1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※4）1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

[9] 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものであり3,184事業所から回答を得た。

「建替えの必要あり」は、全体で648か所20.4%（前年度625か所20.0%）と、5か所中1か所が建て替えの必要ありと答えた。事業種別では、障害児入所施設で37か所23.1%（前年度42か所26.6%）、児童発達支援センターは28か所23.0%（前年度28か所21.9%）、日中活動事業所は234か所13.7%（前年度192か所11.8%）、障害者支援施設は349か所29.1%（前年度363か所30.2%）と、児童・成人とも入所系の方が建て替えの必要度は高かった。なお、「現在建て替え中」は全体で40か所（前年度20か所）あった。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で56.3%（前年度54.4%、前々年度52.1%）、障害児入所施設56.6%（前年度49.9%）、障害者支援施設

56.3%（前年度54.8%）であった。障害児入所施設の個室利用が50%を超えたのは当調査開始以来初であり、児童、成人とも入所施設における居室の個室化は顕著に進んでいることがわかる。「2人部屋利用」は33.9%（障害児入所施設26.2%、障害者支援施設34.4%）となっており、「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合が90%を超えたのも初である。一方、「4人部屋利用」以上は4.7%（前年度5.0%）2,152部屋（前年度2,252部屋）あり、およそ8千人を超える利用者がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建替えの必要あり	37 23.1	28 23.0	234 13.7	349 29.1	648 20.4
建替えの必要なし	110 68.8	64 52.5	1,200 70.5	796 66.3	2,170 68.2
現在建て替え中	5 3.1	2 1.6	12 0.7	21 1.8	40 1.3
無回答	8 5.0	28 23.0	256 15.0	34 2.8	326 10.2
計	160 100	122 100	1,702 100	1,200 100	3,184 100

※建替えの必要ありと回答した648施設のうち、築年数30年以上が420施設、そのうち50年以上が26施設

表12 入所型施設の居室の状況

（部屋数・下段は%）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	1,808 56.6	24,043 56.3	25,851 56.3
2人部屋利用	838 26.2	14,703 34.4	15,541 33.9
3人部屋利用	248 7.8	2,089 4.9	2,337 5.1
4人部屋利用	244 7.6	1,816 4.3	2,060 4.5
5人以上利用	55 1.7	37 0.1	92 0.2
計	3,193 100	42,688 100	45,881 100

[10] 主な加算・減算の状況

1. 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算（減算）は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ・特別）2,825か所88.7%（前年度78.9%）、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）2,482か所78.0%（前年度76.5%）、食事提供体制加算1,395か所76.5%（前年度68.0%）、送迎加算1,332か所78.3%（前年度72.0%）となっている。また、日中活動事業所及び施設入所支援における生活介護事業特有の加算である人員配

置体制加算の取得は、815か所28.1%（前年度27.6%であった）。

表13 主な加算・減算の状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	75 46.9	45 36.9	963 56.6	707 58.9	1,790 56.2
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	23 14.4	15 12.3	270 15.9	194 16.2	502 15.8
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	15 9.4	9 7.4	185 10.9	131 10.9	340 10.7
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	5 3.1	1 0.8	18 1.1	22 1.8	46 1.4
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	5 3.1		21 1.2	10 0.8	36 1.1
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1 0.6	5 4.1	60 3.5	45 3.8	111 3.5
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	1 0.6	26 21.3	485 28.5	419 34.9	931 29.2
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	41 25.6	11 9.0	246 14.5	215 17.9	513 16.1
福祉専門職員配置等加算Ⅲ	18 11.3	55 45.1	615 36.1	350 29.2	1,038 32.6
夜勤職員配置体制加算				712 59.3	712 59.3
重度障害者支援加算（Ⅰ）	58 36.3			116 9.7	174 12.8
重度障害者支援加算（Ⅱ）	31 19.4			653 54.4	684 50.3
人員配置体制加算			250 14.7	565 47.1	815 28.1
1対1.7			112	260	372
1対2.0			51	149	200
1対2.5			77	161	238
食事提供体制加算		109 89.3	1,286 75.6		1,395 76.5
送迎加算			1,332 78.3		1,332 78.3
送迎加算対象者数（人）			62,128		62,128
うち重度加算対象者数（人）			24,606		24,606
延長支援加算		12 9.8	81 4.8		93 5.1
開所時間減算		17 13.9	67 3.9		84 4.6
事業所実数	160 100	122 100	1,702 100	1,200 100	3,184 100

[11] たんの吸引等の実施のための研修を修了している職員

表14は介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（第1号・第2号・第3号）を修了している職員数を施設・事業種別毎に表したものである。回答のあった3,184か所のうち当該研修修了者がいる事業所数は315か所9.9%と1割程度となっている。施設・事業所種別毎にその割合を比べると、最も多いのは障害者支援施設14.7%（176 / 1,200か所）、2位は児童発達支援センター7.4%（9 / 122か所）、次に日中活動事業所7.1%（121 / 1,702か所）、4位に障害児入所施設5.6%（9 / 160か所）の順であった。一方、当該研修修了者の人数（重複の可能性有り）は315事業所に1,139人いたが、これは3,184事業所の直接支援職員（表7-1～表7-4）68,662人の1.7%にあたる。

表14 介護職員等による、たんの吸引等の実施のため研修を修了している職員

		第1号研修	第2号研修	第3号研修	研修修了者の いる実事業所数	回答事業所数
		人数	人数	人数		
障害児入所施設	人数	9	4	14	9	160
	事業所数	4	3	5		
児童発達支援センター	人数	2	1	18	9	122
	事業所数	1	1	7		
日中活動事業所	人数	70	47	202	121	1,702
	事業所数	44	34	68		
障害者支援施設	人数	146	175	451	176	1,200
	事業所数	67	84	74		
計	人数	227	227	685	315	3,184
	事業所数	116	122	154		

[12] 短期入所の状況

1. 短期入所の実施状況

表15は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況である。回答のあった1,360か所（障害児入所施設160か所、障害者支援施設1,200か所）のうち、1,242か所91.3%（障害児入所施設85.0%、障害者支援施設92.2%）が短期入所事業を実施しており、入所系に対する短期入所のニーズの高さが窺える。

表15 短期入所の実施

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
行っている	136	1,106	1,242
	85.0	92.2	91.3
行っていない	18	57	75
	11.3	4.8	5.5
無回答	6	37	43
	3.8	3.1	3.2
計	160	1,200	1,360
	100	100	100

表16, 表17は, 障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」と「空床型」を定員規模別に表したものである。

併設型は児・者合計で954か所と, 短期入所を実施している1,242か所(表15)の76.8%にあたる。定員規模は, 4人が286か所30.0%(前年度301か所30.3%)と最も多く, 児・者別にみても上位3位は定員2~5人以下の規模であった。一方, 定員10人以上は, 児童入所で5か所(6.5%), 障害者支援施設においては68か所(7.8%)となっていた。

入所定員に含まれる空床型の短期入所は, 児童入所で47か所, 障害者支援施設で197か所, 合計244か所(全体の19.6%)が実施していた。定員規模別では併設型と同じように定員2~5人に集中する傾向も窺えるが, 障害児入所施設は定員21人以上が定員4人と同順で1位となっており, 障害者支援施設でも定員21人以上が3位に入った。

表16 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16~20人	21人以上	計
障害児入所施設	2	13	10	21	10	8	2	5	1	4			1	77
	2.6	16.9	13.0	27.3	13.0	10.4	2.6	6.5	1.3	5.2			1.3	100
障害者支援施設	21	176	81	265	105	93	24	33	11	42	14	8	4	877
	2.4	20.1	9.2	30.2	12.0	10.6	2.7	3.8	1.3	4.8	1.6	0.9	0.5	100
事業所数	23	189	91	286	115	101	26	38	12	46	14	8	5	954
	2.4	19.8	9.5	30.0	12.1	10.6	2.7	4.0	1.3	4.8	1.5	0.8	0.5	100

表17 定員規模別空床利用型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~15人	16~20人	21人以上	計
障害児入所施設	2	8	6	9	3	5		2		2	1		9	47
	4.3	17.0	12.8	19.1	6.4	10.6		4.3		4.3	2.1		19.1	100
障害者支援施設	13	69	20	30	17	6	4	2	2	8	3		23	197
	6.6	35.0	10.2	15.2	8.6	3.0	2.0	1.0	1.0	4.1	1.5		11.7	100
事業所数	15	77	26	39	20	11	4	4	2	10	4		32	244
	6.1	31.6	10.7	16.0	8.2	4.5	1.6	1.6	0.8	4.1	1.6		13.1	100

表18は平成29年4月~6月までの3か月間における短期入所の利用実績(利用実人数と利用延べ件数及び利用延べ日数から, 1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数)を児・者施設毎に整理したものである。全体では, 3か月間に25,898人が62,304回(件)短期入所を利用していた。その内の利用実人数では92.8%, 利用延べ件数でも91.9%を障害者支援施設が占めており, 短期入所事業における障害者支援施設の果たしている役割は大きいといえる。利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回(件)数を見ると, 全体及び障害者支援施設では2.4回(件), 障害児入所施設では2.7回(件)であった。また, 利用実人数25,898人を表15の短期入所実施事業所数1,242か所で割り返し, 1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと, 全体では20.9人(障害児入所施設13.7人, 障害者支援施設21.7人)となっていた。

表18 利用実績（平成29年4～6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）	利用日数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
障害児入所施設	1,860	5,038	16,654	2.7	13.7
	7.2	8.1	6.8		
障害者支援施設	24,038	57,266	226,660	2.4	21.7
	92.8	91.9	93.2		
計	25,898	62,304	243,314	2.4	20.9
	100	100	100		

表18-2 表18の利用件数（延べ）内訳

（利用件数・下段は％）

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	不明	計
障害児入所施設	3,074	1,095	354	325	117	38	27	8	5,038
	61.0	21.7	7.0	6.5	2.3	0.8	0.5	0.2	100
障害者支援施設	27,899	11,924	5,543	5,918	1,792	1,115	2,792	283	57,266
	48.7	20.8	9.7	10.3	3.1	1.9	4.9	0.5	100
計	30,973	13,019	5,897	6,243	1,909	1,153	2,819	291	62,304
	49.7	20.9	9.5	10.0	3.1	1.9	4.5	0.5	100

表18-2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を見・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊49.7％（前年度34.8％）、2位2泊20.9％（前年度14.8％）となっており、1～2泊で全体の70.6％（前年度49.6％）、6泊以内で全体の90.1％（前年度64.8％）を占めた。

表19は調査基準日現在（H29.6.1）利用中の児者の最長利用日数を見・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の児者は781人であったが、短期入所サービスの利用期間上限である31日以上が254人（32.5％）、更に30年度から規制がかかる年間利用日数181日以上も83人（10.6％）利用していた。

表19 現在利用中（滞在中）の児者の最長日数

（利用件数・下段は％）

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～180日	181日以上	計
障害児入所施設	47	12	6	3	3	2	4	1	78
	60.3	15.4	7.7	3.8	3.8	2.6	5.1	1.3	100
障害者支援施設	264	87	40	68	89	33	40	82	703
	37.6	12.4	5.7	9.7	12.7	4.7	5.7	11.7	100
計	311	99	46	71	92	35	44	83	781
	39.8	12.7	5.9	9.1	11.8	4.5	5.6	10.6	100

表20は、3ヶ月間で最長支給期間の30泊以上連続で利用した児者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。701事業所から1,964件の回答を得たが、その他を除くと理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で271事業所1,089件55.4％（前年度46.6％）、2位が「家族の病気等のため」で151事業所365件18.6％（前年度18.9％）、3位は「グループホームへの入居待機」69事業所101件5.1％（前年度15.6％）となっていた。所謂、「入所入居待機」が理由の利用は、「その他福祉施設等」も含めると399事業所で1,257件64.0％（前年度65.7％）となっていた。おそらくこの6割を超える入所・入居待機群の利用者は、数か月から1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。なお、全体の4位に

「本人の健康状態の維持管理のため」73件3.7%（前年度8.6%）、5位に「地域での自立した生活をするための事前準備」72件3.7%（前年度11.3%）と続いていた。

表20 一回の利用に30泊以上した児者の理由

（重複回答）

			障害児入所施設	障害者支援施設	計
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	9	262	271
		%	36.0	38.8	38.7
		件数	14	1,075	1,089
	グループホームへの入居待機のため	%	7.3	60.7	55.4
		事業所数	1	68	69
		%	4.0	10.1	9.8
	その他福祉施設等への入所待機のため	件数	1	100	101
		%	0.5	5.6	5.1
		事業所数	5	54	59
本人の健康状態の維持管理のため	%	20.0	8.0	8.4	
	件数	5	62	67	
	%	2.6	3.5	3.4	
本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	1	56	57
		%	4.0	8.3	8.1
		件数	1	72	73
	家族の病気等のため	%	0.5	4.1	3.7
		事業所数	6	145	151
		%	24.0	21.4	21.5
地域での自立した生活をするための事前準備のため	件数	167	198	365	
	%	87.0	11.2	18.6	
	事業所数	1	24	25	
その他	%	4.0	3.6	3.6	
	件数	1	71	72	
	%	0.5	4.0	3.7	
計	事業所数	2	67	69	
	%	8.0	9.9	9.8	
	件数	3	194	197	
計	%	1.6	10.9	10.0	
	事業所数	25	676	701	
		件数	192	1,772	1,964

[13] 職員の資格取得・処遇の状況

1. 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表21は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の上位3資格の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士21.9%（前年度20.9%）、2位保育士13.2%（前年度12.6%）、3位介護職員初任者研修修了11.8%（前年度7.6%）で、4位に社会福祉士8.0%（前年度7.5%）が入っていた。

表21 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	449	126	4,307	10,148	15,030	21.9
社会福祉士	331	187	1,943	3,030	5,491	8.0
精神保健福祉士	64	30	394	598	1,086	1.6
保育士	1,158	1,409	1,738	4,753	9,058	13.2
知的障害援助専門員	32	7	404	761	1,204	1.8
知的障害福祉士	5	3	50	93	151	0.2
介護職員初任者研修修了	125	88	3,272	4,593	8,078	11.8
その他	78	170	707	1,380	2,335	3.4
直接支援職員実数	3,407	2,088	22,305	40,862	68,662	100

表22は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士といわれる社会福祉士71.2%、介護福祉士68.8%、精神保健福祉士36.3%が上位3位であった。しかし、障害児入所施設と児童発達支援センターでは、保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表22 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	83	30	1,100	976	2,189	68.8
社会福祉士	95	52	1,191	930	2,268	71.2
精神保健福祉士	45	16	611	483	1,155	36.3
保育士	54	40	121	113	328	10.3
知的障害援助専門員	14	7	228	210	459	14.4
知的障害福祉士	5	4	95	86	190	6.0
介護職員初任者研修修了	8	5	257	170	440	13.8
その他	17	12	132	122	283	8.9
事業所実数	160	122	1,702	1,200	3,184	100

[資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表23・表24は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである（重複計上）。3,184事業所のうち最も多かったのは「給与への反映」で1,512か所47.5%（前年度53.4%）と全体の半数近く、次に「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」1,082か所34.0%（前年度38.2%）、今年度から選択肢に加えた「資格取得後に資格取得一時金として1回のみ支給」562か所17.7%、「昇進昇格等処遇への反映」551か所17.3%（前年度10.9%）の順であった。表24は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している1,082か所の補助内容を表しており、「全額補助」は172か所15.9%（前年度13.7%）、「一部補助」は746か所68.9%（前年度69.5%）であった。

表23 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	43	30	589	420	1,082	34.0
資格取得一時金として1回のみ支給	30	12	271	249	562	17.7
昇進昇格等処遇への反映	26	15	272	238	551	17.3
給与手当への反映	55	30	826	601	1,512	47.5
その他	23	10	135	149	317	10.0
事業所実数	160	122	1,702	1,200	3,184	100

表24 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	12	5	97	58	172	15.9
一部補助	22	23	406	295	746	68.9
その他	7	1	80	56	144	13.3
補助ありの事業所実数	43	30	589	420	1,082	100

表25は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,512事業所がその対象としている資格を事業種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に3福祉士が多く、社会福祉士（91.1%）は障害者支援施設を除く3つの事業所種別で首位をとっている。全体では次いで介護福祉士（90.8%）、精神保健福祉士（67.7%）だが、介護福祉士が障害者支援施設で首位となったのは利用者の高齢化のためと推察される。なお、保育士（26.5%）は児童の2事業所種別も含めた全ての事業所種別で4位、「その他」を除いた5位は介護職員初任者研修（10.8%）となっていた。

表25 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	49 89.1	19 63.3	738 89.3	567 94.3	1,373 90.8
社会福祉士	51 92.7	25 83.3	744 90.1	557 92.7	1,377 91.1
精神保健福祉士	36 65.5	13 43.3	566 68.5	408 67.9	1,023 67.7
保育士	27 49.1	10 33.3	208 25.2	155 25.8	400 26.5
知的障害援助専門員	6 10.9	2 6.7	53 6.4	69 11.5	130 8.6
知的障害福祉士	1 1.8	0.0	20 2.4	24 4.0	45 3.0
介護職員初任者研修修了	7 12.7	2 6.7	90 10.9	65 10.8	164 10.8
その他	9 16.4	10 33.3	185 22.4	155 25.8	359 23.7
給与手当への反映事業所数	55	30	826	601	1,512

表26は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,512事業所が毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。おおむね「1～3,000円」「3,001～5,000円」に集中し、次いで「5,001～10,000円」であったことから、おおよそ定額で給与に反映される金額の幅が推察できる。また、3福祉士の「0円」は1か所も無いこと、更に2万円を超える最上位の階層は3福祉士が占めることから3福祉士の資格取得は事業所において高く評価されていることがわかる。

表26 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	0円	1～3,000円	3,001～5,000円	5,001～10,000円	10,001～20,000円	20,001円以上	計	給与手当への反映事業所数(%)	有効回答事業所数(%)
介護福祉士		585 44.0	468 35.2	238 17.9	35 2.6	4 0.3	1,330 100	88.0	41.8
社会福祉士		391 29.3	446 33.4	377 28.3	101 7.6	19 1.4	1,334 100	88.2	41.9
精神保健福祉士		326 33.0	316 32.0	281 28.4	58 5.9	8 0.8	989 100	65.4	31.1
保育士	12 3.0	181 45.6	136 34.3	57 14.4	11 2.8		397 100	26.3	12.5
知的障害援助専門員	23 15.3	78 52.0	40 26.7	8 5.3	1 0.7		150 100	9.9	4.7
知的障害福祉士	25 36.8	14 20.6	13 19.1	16 23.5			68 100	4.5	2.1
介護職員初任者研修修了	24 13.3	121 66.9	28 15.5	6 3.3	2 1.1		181 100	12.0	5.7
その他	6 1.8	148 44.7	91 27.5	62 18.7	21 6.3	3 0.9	331 100	21.9	10.4
事業所実数								1,512	3,184

表27は表23で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,512か所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」は386か所25.5%、「上限はない」は931か所61.6%であった。

表27 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	13	10	223	140	386	25.5
上限はない	35	17	498	381	931	61.6
無回答	7	3	105	80	195	12.9
計	55	30	826	601	1,512	100

Ⅲ 調査結果 B (29年度)

1. 定員と現在員

表28 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	33	54	31	18	10	12		1		159	
		20.8	34.0	19.5	11.3	6.3	7.5		0.6		100	
	児童発達支援センター	17	65	19	14	3	4	1			123	
		13.8	52.8	15.4	11.4	2.4	3.3	0.8			100	
計 (I)		50	119	50	32	13	16	1	1		282	
		17.7	42.2	17.7	11.3	4.6	5.7	0.4	0.4		100	
障害者総合支援法	日中系 単独型	療養介護										
		生活介護	191	141	385	245	302	235	42	6	6	1,553
			12.3	9.1	24.8	15.8	19.4	15.1	2.7	0.4	0.4	100
		自立訓練	7	6	2	1	1					17
			41.2	35.3	11.8	5.9	5.9					100
		就労移行支援	8	1								9
			88.9	11.1								100
	多機能型事業所	就労継続支援A型	20	2	4		1					27
			74.1	7.4	14.8		3.7					100
	うち施設入所支援	就労継続支援B型	134	39	70	20	13	4				280
			47.9	13.9	25.0	7.1	4.6	1.4				100
計		360	189	461	266	317	239	42	6	6	1,886	
		19.1	10.0	24.4	14.1	16.8	12.7	2.2	0.3	0.3	100	
多機能型事業所		106	116	386	79	182	126	31	5	3	1,034	
		10.3	11.2	37.3	7.6	17.6	12.2	3.0	0.5	0.3	100	
計 (II)		466	305	847	345	499	365	73	11	9	2,920	
		16.0	10.4	29.0	11.8	17.1	12.5	2.5	0.4	0.3	100	
うち施設入所支援		7	129	277	339	179	225	32	1	8	1,197	
		0.6	10.8	23.1	28.3	15.0	18.8	2.7	0.1	0.7	100	
合計 (I + II)		516	424	897	377	512	381	74	12	9	3,202	
		16.1	13.2	28.0	11.8	16.0	11.9	2.3	0.4	0.3	100	

表28は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人未満の事業所は940か所（29.4%）となり1.3ポイント増加した。一方、31～50人の事業所は0.6ポイント減少し1,274か所（39.8%）、51～100人の事業所も0.6ポイント減少し893か所（27.9%）、101～200人の事業所は0.3ポイント増加し86か所（2.7%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く847か所（29.0%）、次いで51～60人の階層499か所（17.1%）、20人以下の階層466か所（16.0%）、61～100人の階層365か所（12.5%）、41～50人の階層345か所（11.8%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～40人が24.8%と最も多いが41～100人までの階層で15～20%と大きな偏りはない。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（88.9%、74.1%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50人の構成比が高く51.5%（616か所）、次いで51～100人の33.8%（404か所）となっており、101人以上も3.4%（41か所）であった。

表29 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			平成28年度 充足率（A）	平成27年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	5,927	3,291	1,566	4,857	81.9	81.3	0.6	
	児童発達支援センター	4,200	4,273	1,481	5,754	137.0	133.6	3.4	
	計（Ⅰ）	10,127	7,564	3,047	10,611	104.8	103.2	1.6	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護							
		生活介護	103,454	64,056	42,348	106,404	102.9	103.2	▲ 0.4
		自立訓練	1,958	922	477	1,399	71.5	73.7	▲ 2.2
		就労移行支援	3,567	1,748	800	2,548	71.4	74.4	▲ 3.0
		就労継続支援A型	1,300	850	370	1,220	93.8	92.6	1.3
		就労継続支援B型	28,954	19,010	11,466	30,476	105.3	105.3	▲ 0.1
		計（Ⅱ）	139,233	86,586	55,461	142,047	102.0	102.3	▲ 0.3
うち施設入所支援	67,017	38,889	26,134	65,023	97.0	97.3	▲ 0.3		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		149,360	94,150	58,508	152,658	102.2	102.4	▲ 0.2	

表29は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年度（102.4%）より0.2ポイント減少し102.2%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は81.9%と対前年比0.6ポイント増加し、児童発達支援センターについても137.0%と前年度（133.6%）から3.4ポイント増加した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は102.0%であった。事業種別毎にみると、生活介護102.9%、自立訓練71.5%、就労移行支援71.4%、就労継続支援A型93.8%、就労継続支援B型105.3%と事業によって充足率に若干の差があることがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は97.0%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表30は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで41.4%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年は16.6%と前年度（16.2%）に比して0.4ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度（14,651人）より1,079人多い15,730人であるが、そのうち76.9%（12,102人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が61.7%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.1%で、18歳未満の児童期では男児が71.6%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表30 年齢別施設利用者数

(人)

年 齢		0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計		
児 童 福 祉 法	障害児 入所施設	男	3	89	592	618	1,140	189	293	160	117	55	21	5	2	1	1	5	3,291	
		女	4	39	255	322	561	109	97	50	44	55	13	13	1	3		0	1,566	
		計	7	128	847	940	1,701	298	390	210	161	110	34	18	3	4	1	5	4,857	
	児童発達支 援センター	うち措置児・者	5	103	620	604	939	145	6	1									-	2,423
		男	313	3,751	176	1	32												0	4,273
		女	138	1,263	75		5												0	1,481
	計 (I)	計	451	5,014	251	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,754	
		うち措置児・者		10	1		2												-	13
		男	316	3,840	768	619	1,172	189	293	160	117	55	21	5					0	7,564
	計 (I)	女	142	1,302	330	322	566	109	97	50	44	55	13	13					0	3,047
		計	458	5,142	1,098	941	1,738	298	390	210	161	110	34	18	3	4	1	5	10,611	
		うち措置児・者	5	113	621	604	941	145	6	1	0	0	0	0	0	0	0	-	2,436	
障 害 者 総 合 支 援 法	療養介護	男																		
		女																		
	生活介護	男					23	1,573	11,521	12,816	17,362	9,962	3,981	3,473	1,762	1,011	572	0	64,056	
		女					10	771	5,667	7,204	9,840	7,780	3,771	3,443	1,945	1,160	757	0	42,348	
	自立訓練	男					61	350	241	73	82	70	28	11	2	3	1	0	922	
		女					18	165	132	50	48	36	19	6	1	1	1	0	477	
	就労移行	男					31	517	679	214	186	102	17	1	1			0	1,748	
		女					22	209	332	107	100	25	5					0	800	
	就労継続A型	男					26	201	218	223	132	35	14	1				0	850	
		女					10	98	101	86	60	10	5					0	370	
	就労継続B型	男					10	615	5,100	4,196	4,395	2,678	1,052	674	210	70	10	0	19,010	
		女					3	311	2,703	2,735	2,781	1,689	675	401	122	37	9	0	11,466	
計 (II)	計	0	0	0	0	13	926	7,803	6,931	7,176	4,367	1,727	1,075	332	107	19	0	30,476		
	男					125	3,081	17,742	17,517	22,248	12,944	5,113	4,173	1,976	1,084	583	0	86,586		
	女					53	1,466	8,932	10,197	12,855	9,590	4,480	3,855	2,068	1,198	767	0	55,461		
うち施設入所 支援	男					57	326	3,332	6,472	11,921	7,771	3,204	2,906	1,465	910	525	0	38,889		
	女					27	133	1,393	3,128	6,221	5,897	3,039	2,859	1,673	1,045	719	0	26,134		
合 計 (I + II)	計	0	0	0	0	84	459	4,725	9,600	18,142	13,668	6,243	5,765	3,138	1,955	1,244	0	65,023		
	男	316	3,840	768	619	1,297	3,270	18,035	17,677	22,365	12,999	5,134	4,178	1,976	1,084	583	0	94,150		
	女	142	1,302	330	322	619	1,575	9,029	10,247	12,899	9,645	4,493	3,868	2,068	1,198	767	0	58,508		
計	458	5,142	1,098	941	1,916	4,845	27,064	27,924	35,264	22,644	9,627	8,046	4,047	2,286	1,351	5	152,658			

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者（児）総数4,857人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は74.6%（3,623人）と前年度に比して2.3ポイント増加しているが、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の35.0%で、次いで多いのは12～14歳の階層19.4%と続いている。

②児童発達支援センター

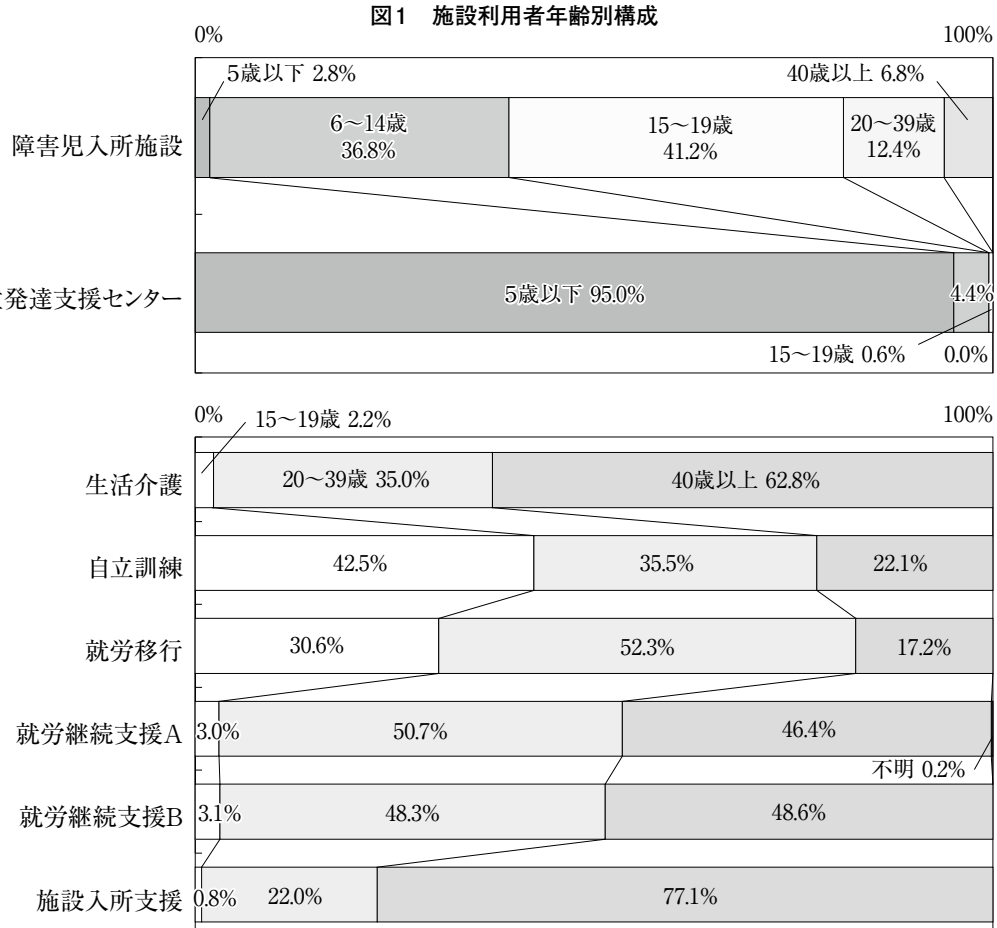
この事業種別の利用児5,754人は、6歳未満の幼児が95.0%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は37人（0.6%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（4.4%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（63.7%）で、20～29歳の階層は7.3%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で28.5%、30～39歳の階層で23.5%、この両階層だけで52.0%を占める。その男女差をみると、男性が63.5%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では63.5%、就労移行では68.2%を占めている。



3. 施設・事業在籍年数

表31は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表32ではその構成比をみた。

表31 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計			
児童福祉法	障害児入所施設	男女	298	198	447	397	547	692	281	129	146	89	67		3,291		
		計	439	294	655	592	821	1,012	414	178	192	133	120	7	4,857		
		児童発達支援センター	男女	1,443	458	1,255	709	137	3						268	4,273	
	計(Ⅰ)	男女	1,942	621	1,685	949	207	7	0	0	0	0	0	343	5,754		
		男女	1,741	656	1,702	1,106	684	695	281	129	146	89	67	268	7,564		
		計	2,381	915	2,340	1,541	1,028	1,019	414	178	192	133	120	350	10,611		
	障害者総合支援法	療養介護	男女														
			計														
			日中系(単独・多機能含む)	生活介護	男女	1,708	1,102	2,999	2,957	5,438	45,424	3,197					1,231
		男女			1,056	740	1,912	1,865	3,445	30,386	2,191						753
計		2,764			1,842	4,911	4,822	8,883	75,810	5,388	0	0	0	0	1,984	106,404	
自立訓練		男女	272	126	351	117	21	24	4						7	922	
		男女	141	70	183	57	15	6	1						4	477	
		計	413	196	534	174	36	30	5	0	0	0	0	11	1,399		
就労移行		男女	501	302	624	190	54	39	2						36	1,748	
		男女	256	132	278	83	17	16							18	800	
		計	757	434	902	273	71	55	2	0	0	0	0	54	2,548		
就労継続A型		男女	38	17	88	74	106	392	110						25	850	
		男女	18	15	42	32	48	151	49						15	370	
		計	56	32	130	106	154	543	159	0	0	0	0	40	1,220		
就労継続B型		男女	949	521	1,456	1,417	2,972	10,552	764						379	19,010	
		男女	549	329	838	833	1,646	6,588	486						197	11,466	
		計	1,498	850	2,294	2,250	4,618	17,140	1,250	0	0	0	0	576	30,476		
計(Ⅱ)		男女	3,468	2,068	5,518	4,755	8,591	56,431	4,077						1,678	86,586	
	男女	2,020	1,286	3,253	2,870	5,171	37,147	2,727						987	55,461		
	計	5,488	3,354	8,771	7,625	13,762	93,578	6,804	0	0	0	0	2,665	142,047			
うち施設入所支援	男女	608	579	1,252	1,186	2,003	5,456	5,913	5,063	8,731	5,128	2,512	458	38,889			
	男女	356	424	794	765	1,269	3,594	3,727	3,212	5,427	3,986	2,290	290	26,134			
	計	964	1,003	2,046	1,951	3,272	9,050	9,640	8,275	14,158	9,114	4,802	748	65,023			
合計(Ⅰ+Ⅱ)	男女	5,209	2,724	7,220	5,861	9,275	57,126	4,358	129	146	89	67	1,946	94,150			
	男女	2,660	1,545	3,891	3,305	5,515	37,471	2,860	49	46	44	53	1,069	58,508			
	計	7,869	4,269	11,111	9,166	14,790	94,597	7,218	178	192	133	120	3,015	152,658			

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

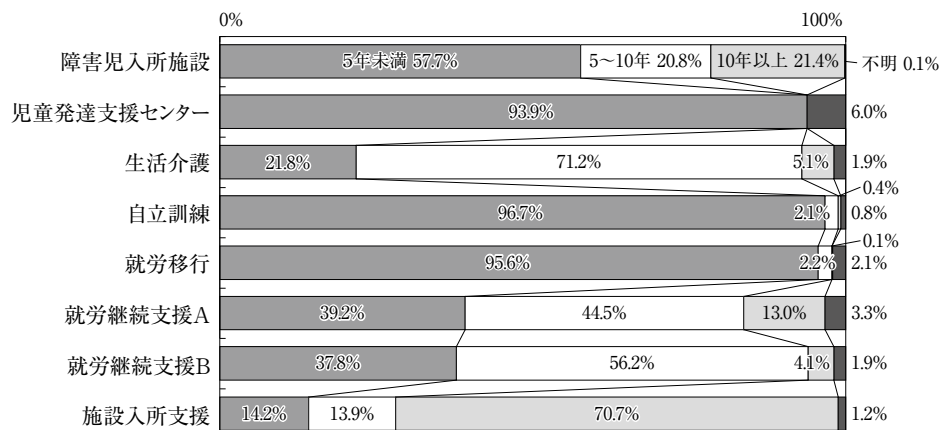


表32 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	9.0	6.1	13.5	12.2	16.9	20.8	8.5	3.7	4.0	2.7	2.5	0.1	100
	児童発達支援センター	33.8	10.8	29.3	16.5	3.6	0.1						6.0	100
	計 (I)	22.4	8.6	22.1	14.5	9.7	9.6	3.9	1.7	1.8	1.3	1.1	3.3	100
障害者総合支援法 日中系 (単独・多機能含む)	療養介護													
	生活介護	2.6	1.7	4.6	4.5	8.3	71.2	5.1					1.9	100
	自立訓練	29.5	14.0	38.2	12.4	2.6	2.1	0.4					0.8	100
	就労移行	29.7	17.0	35.4	10.7	2.8	2.2	0.1					2.1	100
	就労継続A型	4.6	2.6	10.7	8.7	12.6	44.5	13.0					3.3	100
	就労継続B型	4.9	2.8	7.5	7.4	15.2	56.2	4.1					1.9	100
	計 (II)	3.9	2.4	6.2	5.4	9.7	65.9	4.8					1.9	100
うち施設入所支援	1.5	1.5	3.1	3.0	5.0	13.9	14.8	12.7	21.8	14.0	7.4	1.2	100	
合計 (I + II)		5.2	2.8	7.3	6.0	9.7	62.0	4.7	0.1	0.1	0.1	0.1	2.0	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が78.5%（前年比1.8ポイント増）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年度（9.0%）より0.2ポイント増加し9.2%（445人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齢児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が44.5%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると90.3%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数65,023人のうち、在籍期間10年未満の利用者は18,286人（28.1%）一方、10年以上の利用者は45,989人（70.7%）、そのうち20年以上の在籍者は28,074人（43.2%）と10年以上在籍者の半数以上（61.1%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において15年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の71人（5.1%）と128人（5.0%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

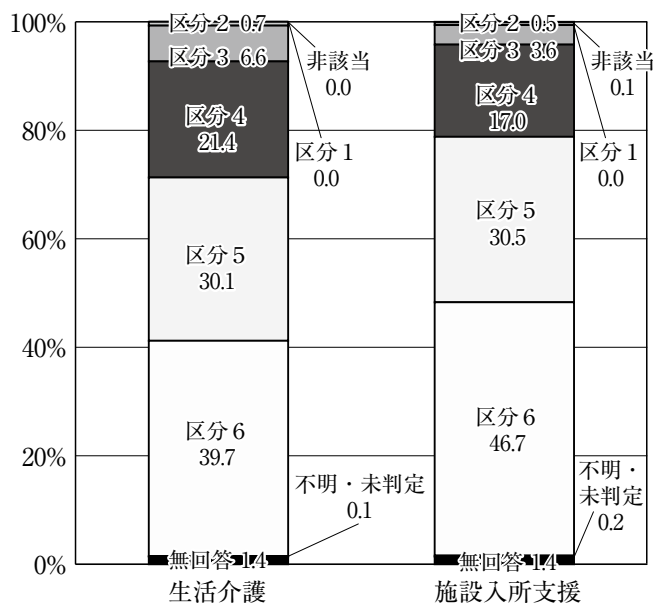
表33は障害支援区分の割合を示した表である。

表33 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	4 0.0	89 0.1
区分1	16 0.0	27 0.0
区分2	711 0.7	330 0.5
区分3	7,069 6.6	2,362 3.6
区分4	22,753 21.4	11,069 17.0
区分5	32,062 30.1	19,806 30.5
区分6	42,251 39.7	30,374 46.7
不明・ 未判定	60 0.1	104 0.2
無回答	1,478 1.4	882 1.4
計	106,404 100	65,043 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は65,043人で、区分6が46.7%（前年度43.8%）、区分5が30.5%（同30.7%）、区分4が17.0%（同18.8%）となっており、区分4～6の合計は94.2%（同93.2%）。生活介護の利用者数は106,404人（同105,022人）で、区分6が39.7%（同37.1%）、区分5が30.1%（同29.7%）、区分4が21.4%（同22.5%）で、区分4～6の合計は91.2%（同89.4%）となっている。

区分4～6の合計は施設入所支援では平成23年度から、生活介護は平成27年度から連続して増加している。

5. 療育手帳程度別在籍者数

表34は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持の割合が44.5%と、他の事業に比べて際立っている。

児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は前年度調査に比較して微増している（障害児入所施設47.0%→47.7%、児童発達支援センター 12.6%→13.1%）。

他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、施設入所支援、自立訓練、就労移行、就労継続B型で前年度調査より減少しており、とくに自立訓練は前年度18.1%から今年度11.8%と、6.3ポイント減少し極立っているが、上記4事業以外は微増を示している。また、各事業での分布を見ると、生活介護、施設入所支援における最重度・重度の割合がいずれも75%を超えており、他の事業と比べて群を抜いて高い。児童福祉法の児童発達支援センター、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行、就労継続A型、B型では中軽度の割合が高く、とくに総合支援法の4事業はほぼ60%以上となっている。こうした傾向は前年度調査と変わっていない。

表34 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
最重度・重度	2,315 47.7	756 13.1	3,071 28.9		81,597 76.7	165 11.8	197 7.7	98 8.0	9,268 30.4	91,325 64.3	50,101 77.1	94,396 61.8
中軽度	2,244 46.2	2,354 40.9	4,598 43.3		18,902 17.8	949 67.8	1,794 70.4	937 76.8	17,545 57.6	40,127 28.2	12,048 18.5	44,725 29.3
不所持・不明	256 5.3	2,561 44.5	2,817 26.5		2,970 2.8	240 17.2	371 14.6	76 6.2	2,218 7.3	5,875 4.1	949 1.5	8,692 5.7
無回答	42 0.9	83 1.4	125 1.2		2,935 2.8	45 3.2	186 7.3	109 8.9	1,445 4.7	4,720 3.3	1,925 3.0	4,845 3.2
計	4,857 100	5,754 100	10,611 100		106,404 100	1,399 100	2,548 100	1,220 100	30,476 100	142,047 100	65,023 100	152,658 100

6. 身体障害の状況

表35 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	41 6.5	11 2.9	52 5.2		2,606 12.5	26 21.1	7 6.9	7 8.2	229 8.7	2,875 12.1	1,907 15.1	2,927 11.8
聴覚	43 6.8	36 9.6	79 7.9		2,010 9.6	13 10.6	7 6.9	15 17.6	332 12.7	2,377 10.0	1,499 11.9	2,456 9.9
平衡	9 1.4	1 0.3	10 1.0		346 1.7	1 0.8			32 1.2	379 1.6	254 2.0	389 1.6
音声・言語又は 咀嚼機能	9 1.4	6 1.6	15 1.5		2,177 10.4	11 8.9	2 2.0	4 4.7	163 6.2	2,357 9.9	1,846 14.6	2,372 9.6
肢体不自由	447 71.0	287 76.5	734 73.0		13,945 66.8	72 58.5	64 63.4	44 51.8	1,600 61.1	15,725 66.0	7,647 60.6	16,459 66.3
内部障害	45 7.1	44 11.7	89 8.9		1,695 8.1	6 4.9	21 20.8	18 21.2	424 16.2	2,164 9.1	942 7.5	2,253 9.1
手帳所持者実数	630	375	1,005		20,882	123	101	85	2,619	23,810	12,615	24,815
%	13.0	6.5	9.5		19.6	8.8	4.0	7.0	8.6	16.8	19.4	16.3
現在員	4,857 100	5,754 100	10,611 100		106,404 100	1,399 100	2,548 100	1,220 100	30,476 100	142,047 100	65,023 100	152,658 100

表36 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	371 58.9	205 54.7	576 57.3		7,600 36.4	42 34.1	24 23.8	17 20.0	565 21.6	8,248 34.6	3,463 27.5	8,824 35.6
2級	114 18.1	99 26.4	213 21.2		5,628 27.0	38 30.9	24 23.8	25 29.4	687 26.2	6,402 26.9	3,545 28.1	6,615 26.7
3級	59 9.4	38 10.1	97 9.7		3,231 15.5	12 9.8	14 13.9	11 12.9	560 21.4	3,828 16.1	2,320 18.4	3,925 15.8
4級	23 3.7	13 3.5	36 3.6		2,330 11.2	11 8.9	15 14.9	18 21.2	388 14.8	2,762 11.6	1,846 14.6	2,798 11.3
5級	20 3.2	2 0.5	22 2.2		1,151 5.5	2 1.6	11 10.9	6 7.1	214 8.2	1,384 5.8	799 6.3	1,406 5.7
6級	24 3.8	12 3.2	36 3.6		942 4.5	8 6.5	8 7.9	8 9.4	205 7.8	1,171 4.9	642 5.1	1,207 4.9
不明・無回答	19 3.0	6 1.6	25 2.5			10 8.1	5 5.0			15 0.1		40 0.2
計(A)	630 100	375 100	1,005 100		20,882 100	123 100	101 100	85 100	2,619 100	23,810 100	12,615 100	24,815 100
現在員(B)	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
(A) / (B)	13.0	6.5	9.5		19.6	8.8	4.0	7.0	8.6	16.8	19.4	16.3

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

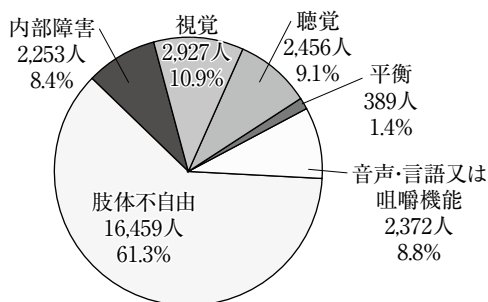


表35は、回答のあった3,202事業所の152,658人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で24,815人、全利用者152,658人の16.3%と、約6人に1人は身体障害者手帳を持っていることになる。経年でみると、前々年度17.1%、前年度16.7%、今年度16.3%と、若干減少傾向にある。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の66.3%と最も多く、ほとんどの事業種別で60%以上を占めている。視覚、聴覚、音声・言語又は咀嚼機能、内部障害は10%程度、平衡は1.6%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表36は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1・2級は、就労移行、就労継続A型、就労継続B型がわずかに50%を切っているが、他は50%以上を占めており、とくに児童入所施設と児童発達支援センターでは80%近くになっている。この傾向も、過去3ヶ年の調査結果とほぼ変わらない。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっているが、事業種別毎に見ると、就労継続A型、B型、施設入所支援では1級と2級の1位2位が逆転している。手帳所持者の日中活動の利用状況で、もっとも多かったのは生活介護の84.2%（20,882 / 24,815人）で、他の日中活動事業種と比較して圧倒的な割合を示している。

7. 精神障害の状況

表37 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は%）

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,314	2,085	3,399		16,091	194	400	58	2,183	18,926	9,280	22,325
	27.1	36.2	32.0		15.1	13.9	15.7	4.8	7.2	13.3	14.3	14.6
統合失調症	19		19		5,567	65	116	56	1,068	6,872	4,836	6,872
	0.4		0.2		5.2	4.6	4.6	4.6	3.5	4.8	7.4	4.5
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	27		27		1,832	27	70	21	297	2,247	1,571	2,274
	0.6		0.3		1.7	1.9	2.7	1.7	1.0	1.6	2.4	1.5
てんかん性精神病	56	2	58		3,187	9	19	11	250	3,476	2,742	3,534
	1.2	0.0	0.5		3.0	0.6	0.7	0.9	0.8	2.4	4.2	2.3
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	68	42	110		2,672	22	45	20	358	3,117	2,525	3,227
	1.4	0.7	1.0		2.5	1.6	1.8	1.6	1.2	2.2	3.9	2.1
現在員	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表38 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	9	8	17		792	19	16	7	185	1,019	575	1,036
	13.6	53.3	21.0		44.8	13.1	4.5	6.3	14.0	27.5	47.7	27.4
2級	47	4	51		859	90	218	78	881	2,126	562	2,177
	71.2	26.7	63.0		48.6	62.1	61.4	69.6	66.5	57.4	46.6	57.5
3級	10	3	13		116	36	121	27	259	559	68	572
	15.2	20.0	16.0		6.6	24.8	34.1	24.1	19.5	15.1	5.6	15.1
計(A)	66	15	81		1,767	145	355	112	1,325	3,704	1,205	3,785
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
現在員(B)	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
(A) / (B)	1.4	0.3	0.8		1.7	10.4	13.9	9.2	4.3	2.6	1.9	2.5

表37は、現在員の中で精神障害の診断名がついている人たちの状況を事業種別毎に整理したものである(複数計上あり)。「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害, 自閉症など)」がもっとも多く、全体で22,325人(14.6%),次いで「統合失調症」が6,872人(4.5%),「てんかん性精神病」3,534人(2.3%)となっている。この上位3位の順位は前々年度, 前年度調査と同様であった。

「自閉スペクトラム症(広汎性発達障害, 自閉症など)」は、児童発達支援センターで36.2%, 障害児入所施設で27.1%を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、前年度調査と変わっていない。

表38は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者の実数は3,785人であり、現在員数に対する割合は前々年度2.1%, 前年度2.2%, 今年度2.5%と微増が続いている。しかし身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっていない。精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は就労移行13.9%(355人), 自立訓練10.4%(145人), 就労継続A型9.2%(112人)の3事業が他の事業より高くなっている。

8. 「てんかん」の状況

表39 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	997	261	1,258		31,070	117	180	83	3,562	35,012	21,035	36,270
	20.5	4.5	11.9		29.2	8.4	7.1	6.8	11.7	24.6	32.4	23.8
現在員	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表39は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員152,658人中36,270人(23.8%)と、約4人に1人が現在てんかん薬を服薬している。事業種別では、生

活介護（29.2％）が最も高く、次いで障害児入所施設（20.5％）、就労継続支援B型（11.7％）となっている。また、施設入所支援（32.4％）も同様に高くなっている。

9. 認知症の状況

表40 認知症の状況

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障害者総合支援法						計（Ⅱ）	うち施設入所支援	計（Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
医師により認知症と診断されている人数	4		4		934	1	1		54	990	822	994
	0.08		0.04		0.88	0.07	0.04		0.18	0.70	1.26	0.65
うちダウン症の人数	4		4		289				28	317	235	321
	100		100		30.9				51.9	32.0	28.6	32.3
医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数					1,385	1	1	1	72	1,460	1,228	1,460
					1.30	0.07	0.04	0.08	0.24	1.03	1.89	0.96
うちダウン症の人数					384	1	1		19	405	301	405
					27.7	100	100		26.4	27.7	24.5	27.7
現在員	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

うちダウン症の人数の％は、上段の人数を母数にして算出

表40は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。医師により認知症と診断されている人数は全体で994人（0.65％）である。事業種別としては、生活介護が0.88％（934人）と最も高く、次いで就労継続支援B型0.18％（54人）となっている。全体の比率は前年度の0.55％から大幅に伸び（26年度の0.46％からは0.20％近く増加）、年々認知症と診断されている人数が増えている。また、その内ダウン症の割合が3割（32.3％）を超えており、ダウン症と認知症に相関性があることが推察される。なお、認知症利用者の約8割強（83.0％）は施設入所支援利用者となっている。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は1,460人で、全体の約1割（0.96％）であった。事業種別としては生活介護が1.30％（1,385人）で最も高く、次いで就労継続B型が0.24％（72人）で、やはりダウン症が3割弱（27.7％）と高い割合を示している。

10. 触法障害者の状況

表41 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計 (I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)	回答 施設数	うち施設 入所支援
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養 介護	生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A型	就労継続 B型					
矯正施設	3	1	4		85	16	7	2	80	190	73	194	193	56
	21.4	100	26.7		59.4	72.7	43.8	25.0	83.3	66.7	63.5	64.7	72.0	74.7
更生保護 施設	2		2		7		2	1	5	15	6	17	17	4
	14.3		13.3		4.9		12.5	12.5	5.2	5.3	5.2	5.7	6.3	5.3
指定入院 医療機関	9		9		51	6	7	5	11	80	36	89	58	15
	64.3		60.0		35.7	27.3	43.8	62.5	11.5	28.1	31.3	29.7	21.6	20.0
計 (A)	14	1	15		143	22	16	8	96	285	115	300	268	75
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
現在員 (B)	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658	3,202	3,202は本 調査全体 の回答施 設数
(A)/(B)	0.29	0.02	0.14		0.13	1.57	0.63	0.66	0.32	0.20	0.18	0.20	8.37	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす

表41は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。（※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の6つをさす）

回答のあった3,202か所のうち、268か所（8.37%）において300人（0.20%）が利用している。

障害者総合支援法に基づく事業を種別毎にみると、自立訓練での受け入れの割合が一番高く1.57%、次いで、就労継続A型（0.66%）、就労移行支援（0.63%）の順となっている。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象となる施設入所支援での受け入れについては0.18%に留まっており、また、285名のうち170名が日中系事業のみを利用していることから、日中系事業所で多くの触法障害者を受け入れていることが分かる。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、全体では「矯正施設」が64.7%が一番高く、次いで「指定入院医療機関」が29.7%となっているが、障害児入所施設においては、「矯正施設」よりも「指定入院医療機関」の方が高いという結果となっている。

表42 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数
(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	12	81	93
	2.67	0.12	0.14
該当事業種別の現在員	450	65,023	65,473
対象者のいる施設数	5	23	28
	21.74	1.92	2.30
該当事業種別の施設数	23	1,197	1,220

※地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者93人は、該当事業種別の現在員65,473人の0.14%にあたる。

※上記利用者のいる28施設は、該当事業種別の施設数1,220施設の2.30%にあたる。

表42は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。

93人が加算を受けており、該当事業利用者の0.14%であった。また、事業か所数で見ると28か所となっており、該当事業か所の2.30%となっている。なお、自立訓練（宿泊型）のみで見た場合は21.74%の事業所が加算を受けており、5か所に1か所は加算対象者を受け入れていることが分かる。

11. 支援度

支援度は、表43〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援を必要」とする1級まで、支援の必要の度合いを1級きざみの5段階で評価したもので、表44～表44-3は、日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表43 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表44 支援度—日常生活面—

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	788	472	1,260		19,125	11		1	124	19,261	13,372	20,521
	16.2	8.2	11.9		18.0	0.8		0.1	0.4	13.6	20.6	13.4
2級	1,061	1,627	2,688		34,562	93	54	16	1,707	36,432	22,964	39,120
	21.8	28.3	25.3		32.5	6.6	2.1	1.3	5.6	25.6	35.3	25.6
3級	1,283	1,673	2,956		31,991	335	403	127	7,195	40,051	18,869	43,007
	26.4	29.1	27.9		30.1	23.9	15.8	10.4	23.6	28.2	29.0	28.2
4級	1,150	873	2,023		15,200	548	1,067	442	11,514	28,771	7,638	30,794
	23.7	15.2	19.1		14.3	39.2	41.9	36.2	37.8	20.3	11.7	20.2
5級	480	401	881		3,600	363	1,008	547	8,890	14,408	1,519	15,289
	9.9	7.0	8.3		3.4	25.9	39.6	44.8	29.2	10.1	2.3	10.0
不明	95	708	803		1,926	49	16	87	1,046	3,124	661	3,927
	2.0	12.3	7.6		1.8	3.5	0.6	7.1	3.4	2.2	1.0	2.6
計	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表44-2 支援度—行動面—

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	766	470	1,236		17,199	21	5	1	212	17,438	12,166	18,674
	15.8	8.2	11.6		16.2	1.5	0.2	0.1	0.7	12.3	18.7	12.2
2級	1,134	1,835	2,969		29,786	83	67	12	2,031	31,979	19,646	34,948
	23.3	31.9	28.0		28.0	5.9	2.6	1.0	6.7	22.5	30.2	22.9
3級	1,511	1,512	3,023		35,022	468	632	200	8,878	45,200	21,487	48,223
	31.1	26.3	28.5		32.9	33.5	24.8	16.4	29.1	31.8	33.0	31.6
4級	836	894	1,730		16,484	440	953	409	10,161	28,447	8,840	30,177
	17.2	15.5	16.3		15.5	31.5	37.4	33.5	33.3	20.0	13.6	19.8
5級	512	325	837		5,919	335	880	500	8,112	15,746	2,108	16,583
	10.5	5.6	7.9		5.6	23.9	34.5	41.0	26.6	11.1	3.2	10.9
不明	98	718	816		1,994	52	11	98	1,082	3,237	776	4,053
	2.0	12.5	7.7		1.9	3.7	0.4	8.0	3.6	2.3	1.2	2.7
計	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表44-3 支援度一保健面一

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	247	157	404		6,171	3	3		75	6,252	4,745	6,656
	5.1	2.7	3.8		5.8	0.2	0.1		0.2	4.4	7.3	4.4
2級	508	205	713		18,488	31	19	4	650	19,192	13,289	19,905
	10.5	3.6	6.7		17.4	2.2	0.7	0.3	2.1	13.5	20.4	13.0
3級	1,191	346	1,537		34,427	160	163	96	4,026	38,872	22,684	40,409
	24.5	6.0	14.5		32.4	11.4	6.4	7.9	13.2	27.4	34.9	26.5
4級	1,782	602	2,384		36,406	641	871	326	11,980	50,224	20,901	52,608
	36.7	10.5	22.5		34.2	45.8	34.2	26.7	39.3	35.4	32.1	34.5
5級	943	3,725	4,668		8,862	509	1,478	686	12,586	24,121	2,448	28,789
	19.4	64.7	44.0		8.3	36.4	58.0	56.2	41.3	17.0	3.8	18.9
不明	186	719	905		2,050	55	14	108	1,159	3,386	956	4,291
	3.8	12.5	8.5		1.9	3.9	0.5	8.9	3.8	2.4	1.5	2.8
計	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童施設（障害児入所施設・児童発達支援センター）の場合、日常生活面は1級、2級、3級を合わせると65.1%、行動面についても、1級、2級、3級を合わせると68.1%となり、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級（36.7%）が最も高率であり、比較的支援度は低いものの、服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことが分かる。児童発達支援センターでは5級（64.7%）が最も高率となっている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が特に2～3級に集中しているのに対して、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練の4事業は4～5級が多数を占めている。また、日常生活面、行動面、保健面全てにおいて1級の割合が前年度よりも増えており、重度高齢化の進行がうかがえる。また施設入所支援では、支援度の高い1級、2級、3級の割合が他の種別に比して、日常生活面、行動面、保健面ともに高率となっている。

12. 医療的ケアの実施状況

表45及び表45-2は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ4,693人(3.07%)が「巻き爪・白癬爪の爪きり」「浣腸」を除いた何らかの医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.59%(627人)、次いで「喀痰吸引」0.56%(591人)、次いで「カテーテル管理」0.44%(463人)となっている。一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型においては、少数ではあるが、「インシュリン療法」や「カテーテル管理」は全ての事業で実施されており、利用者像が多様化していることがうかがえる。

障害児入所施設では、「喀痰吸引」が最も高く1.32%(64人)、次いで「吸入」1.03%(50人)、「経管栄養の注入・水分補給」0.91%(44人)の順となっている。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.83%(48人)次いで「気管切開管理」「喀痰吸引」が同率で0.52%(30人)となっており、児童発達支援センターでも高度な医療的ケアが提供されていることが分かる。

また、表45の医療的ケアにおける15質問項目中13項目(「点滴の管理」と「ストーマの管理」は同数)で実人数及び割合が増えている。なお、表45-2に示した、「巻き爪・白癬爪の爪きり」「浣腸」が必要な利用者の人数を足すと述べ14,427人(9.5%)となり、医療的ケアの必要性が高まっていることがうかがえる。

表45 医療的ケアの実施状況1

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 (持続的)	2 0.8 0.04		2 0.5 0.02		3 0.1 0.00					3 0.1 0.00	3 0.1 0.00	5 0.1 0.00
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 0.4 0.02		1 0.2 0.01		7 0.2 0.01					7 0.2 0.00	5 0.2 0.01	8 0.2 0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	3 1.1 0.06	5 3.5 0.09	8 2.0 0.08		224 5.4 0.21			1 25.0 0.08	18 15.9 0.06	243 5.7 0.17	189 7.9 0.29	251 5.3 0.16
酸素療法	20 7.6 0.41	13 9.2 0.23	33 8.2 0.31		146 3.5 0.14				5 4.4 0.02	151 3.5 0.11	52 2.2 0.08	184 3.9 0.12
吸入	50 19.0 1.03	1 0.7 0.02	51 12.6 0.48		207 5.0 0.19				6 5.3 0.02	213 5.0 0.15	101 4.2 0.16	264 5.6 0.17
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	19 7.2 0.39	4 2.8 0.07	23 5.7 0.22		70 1.7 0.07				1 0.9 0.00	71 1.7 0.05	2 0.1 0.00	94 2.0 0.06
気管切開の管理	35 13.3 0.72	30 21.3 0.52	65 16.1 0.61		170 4.1 0.16	1 10.0 0.07				171 4.0 0.12	7 0.3 0.01	236 5.0 0.15
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	64 24.3 1.32	30 21.3 0.52	94 23.3 0.89		591 14.2 0.56	2 20.0 0.14			1 0.9 0.00	594 13.8 0.42	140 5.9 0.22	688 14.7 0.45
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	44 16.7 0.91	48 34.0 0.83	92 22.8 0.87		627 15.1 0.59	3 30.0 0.21	1 20.0 0.04		1 0.9 0.00	632 14.7 0.44	135 5.6 0.21	724 15.4 0.47
インシュリン療 法	6 2.3 0.12	2 1.4 0.03	8 2.0 0.08		343 8.3 0.32	2 20.0 0.14	2 40.0 0.08	1 25.0 0.08	52 46.0 0.17	400 9.3 0.28	249 10.4 0.38	408 8.7 0.27
導尿	9 3.4 0.19	6 4.3 0.10	15 3.7 0.14		336 8.1 0.32	1 10.0 0.07			21 18.6 0.07	358 8.3 0.25	226 9.4 0.35	373 7.9 0.24
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	4 1.5 0.08		4 1.0 0.04		463 11.1 0.44	1 10.0 0.07	2 40.0 0.08	2 50.0 0.16	5 4.4 0.02	473 11.0 0.33	432 18.1 0.66	477 10.2 0.31
排便		2 1.4 0.03	2 0.5 0.02		447 10.8 0.42					447 10.4 0.31	403 16.8 0.62	449 9.6 0.29
じょく瘡の処置	6 2.3 0.12		6 1.5 0.06		478 11.5 0.45				3 2.7 0.01	481 11.2 0.34	410 17.1 0.63	487 10.4 0.32
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)			0 0.0 0.00		45 1.1 0.04					45 1.0 0.03	39 1.6 0.06	45 1.0 0.03
計	263 100 5.41	141 100 2.45	404 100 3.81		4,157 100 3.91	10 100 0.71	5 100 0.20	4 100 0.33	113 100 0.37	4,289 100 3.02	2,393 100 3.68	4,693 100 3.07
全利用者実数	4,857 100	5,754 100	10,611 100		106,404 100	1,399 100	2,548 100	1,220 100	30,476 100	142,047 100	65,023 100	152,658 100

表45-2 医療的ケアの実施状況2

(延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
浣腸（市販以外 の座薬も含む）	204	7	211		3,323	4			18	3,345	3,182	3,556
	88.3	100	88.7		35.5	33.3			16.8	35.2	35.6	36.5
	4.20	0.12	1.99		3.12	0.29			0.06	2.35	4.89	2.33
巻き爪、白癬爪 の爪切り	27		27		6,049	8	1	4	89	6,151	5,760	6,178
	11.7		11.3		64.5	66.7	100	100	83.2	64.8	64.4	63.5
	0.56		0.25		5.68	0.57	0.04	0.33	0.29	4.33	8.86	4.05
計	231	7	238		9,372	12	1	4	107	9,496	8,942	9,734
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
	4.76	0.12	2.24		8.81	0.86	0.04	0.33	0.35	6.69	13.75	6.38
全利用者実数	4,857	5,754	10,611		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	65,023	152,658
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

13. 複数事業利用者の状況

表46は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。（※定期的に利用する日中活動サービスとは、療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園をさす）

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の5.7％が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（7.0％）より1.3ポイント減少している。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の16.3％となっており、前年度（24.8％）に比べて8.5ポイント減少しているものの、約6人に1人が幼稚園や保育園を併用している結果となっており、注目される場所である。また、障害者総合支援法に基づく事業においては、全体では5.3％と前年度（6.3％）より1.0ポイント減っており、種別毎にみると、割合が最も高いのは就労移行の7.2％（前年度8.7％）、次いで、自立訓練の6.9％（同9.7％）となっている。

表46 複数事業利用者数

	児童福祉法(I)		障害者総合支援法						計(II)	合計 (I+II)
	児童発達支 援センター		日中系（単独・多機能含む）							
			療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
複数事業 利用人数	人	939		6,117	97	184	41	1,100	7,539	8,478
	％	16.3		5.7	6.9	7.2	3.4	3.6	5.3	5.7
複数利用ありの 事業所数		58		868	21	15	5	259	1,168	1,226
現在員		5,754		106,404	1,399	2,548	1,220	30,476	142,047	147,801

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表47は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「家庭」と「施設入所支援」の割合が最も高く、37.2%（前年度、家庭37.0%、施設入所支援39.3%）、次いで「グループホーム・生活寮等」の13.1%（同12.5%）となっている。また、「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が48.4%（同50.8%）と最も高率であり、次いで自立訓練で12.7%（同14.9%）、就労移行支援で7.4%（同7.7%）の順となっている。

一方、事業種別毎にみると、就労移行支援と就労継続支援B型では「家庭」がそれぞれ71.2%（前年度70.4%）、63.0%（同64.0%）となっており、他の事業種別に比して高率となっている。また、就労継続支援A型においても、「家庭」が45.8%（同47.5%）と約半数を占めており、「グループホーム・生活寮等」40.4%（同42.7%）を上回る結果となっている。

表47 日中活動利用者の生活の場の状況

（人・下段は%）

	障害者総合支援法						計
	日中系（単独・多機能含む）						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		30,780 28.9	539 38.5	1,813 71.2	559 45.8	19,201 63.0	52,892 37.2
アパート等		493 0.5	47 3.4	85 3.3	98 8.0	1,062 3.5	1,785 1.3
グループホーム・ 生活寮等		10,026 9.4	107 7.6	346 13.6	493 40.4	7,597 24.9	18,569 13.1
自立訓練 (宿泊型)		104 0.1	202 14.4	32 1.3	4 0.3	23 0.1	365 0.3
福祉ホーム		206 0.2	3 0.2	9 0.4	5 0.4	84 0.3	307 0.2
施設入所支援		51,479 48.4	177 12.7	189 7.4		1,035 3.4	52,880 37.2
その他		394 0.4	1 0.1	8 0.3	6 0.5	146 0.5	555 0.4
不明・無回答		12,922 12.1	323 23.1	66 2.6	55 4.5	1,328 4.4	14,694 10.3
計		106,404 100	1,399 100	2,548 100	1,220 100	30,476 100	142,047 100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表48は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の90.2%であった。同項目では前年度も90.7%と高率で、過去5年を比較しても大きな変化は見られない。

表48 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	58,621	90.2
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	2,559	3.9
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	254	0.4
その他の日中活動事業所等で活動	240	0.4
不明・無回答	3,349	5.2
計	65,023	100

16. 入退所の状況

表49は、調査基準日より過去一年間における新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で14,687人、新規利用率（入所率）は9.8%である。

事業種別でみると児童発達支援センターはその特性から50.6%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護（5.8%）、就労継続支援A型（8.9%）、就労継続支援B型（11.3%）は、有期限の就労移行支援（39.7%）、自立訓練（37.4%）と比べると低率となっている。

また、居住の場である障害児入所施設は17.4%、施設入所支援は4.6%となっており、同様に低率であるが、障害児入所施設の方が高率であった。

表50の過去一年間の退所率は、生活介護3.1%、施設入所支援4.1%、就労継続支援A型8.6%、就労継続支援B型6.4%となっており、利用者が固定化していることのあらわれと思われる。

表49 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
入所者総数(人)	1,032	2,125	3,157		6,001	733	1,415	116	3,265	11,530	3,096	14,687
入所率(%)	17.4	50.6	31.2		5.8	37.4	39.7	8.9	11.3	8.3	4.6	9.8

※ 新規利用（入所率）＝新規利用者総数／定員×100

表50 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
退所者総数(人)	930	1,891	2,821		3,415	486	1,012	115	2,073	7,101	2,747	9,922
退所率(%)	16.1	24.7	21.0		3.1	25.8	28.4	8.6	6.4	4.8	4.1	6.1

※ 退所率＝退所者数／（現員＋退所者数）×100

(1) 利用前（入所前）の状況

表51は、過去一年間における新規利用者の利用前（入所前）の「生活の場」を示したものである。児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も多くなっており、児童発達支援センターでは99.7%となっていた。生活介護では「家庭」に次いで、「施設入所支援」（19.7%）が、また就労系3事業は「グループホーム・生活寮等」と事業の特性が反映されていた。入所系においては、障害児入所施設の、「家庭」が最も多く78.0%、施設入所支援でも、「不明」を除き「家庭」（36.8%）が最多であった。

表52は、1年間の新規利用者の利用前（入所前）の「活動の場」を示したものである。全体では「生活介護」「特別支援学校（高等部含む）」「家庭のみ」「就労継続支援B型」の割合が高いが、「生活介護」（44.6%）、「就労継続支援B型」（27.9%）は、同じ事業種別の他事業所から移行してきた者となっており、この状況は、ここ数年来見られている。同一法人内における事業所の再編成や入所施設（生活介護）からの地域移行による同事業種の別の事業所の新規利用などが考えられる。また、自立訓練や就労移行は、「特別支援学校（高等部含む）」からの卒業や退所が多いことがみてとれる。

表51 入所前の状況 一生活の場一

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	78.0	99.7	92.6		57.0	67.4	74.8	60.3	68.9	63.3	36.8	69.6
2. アパート等 （主に単身）					1.5	5.5	3.5	11.2	5.0	3.1	0.7	2.4
3. グループホーム・生活寮等	0.3	0.0	0.1		10.4	6.4	8.8	22.4	11.8	10.5	7.4	8.3
4. 社員寮・住み込み等					0.1	0.1	0.1		0.2	0.1	0.2	0.1
5. 職業能力開発 学校寄宿舎						0.1	0.1			0.0		0.0
6. 特別支援学校 寄宿舎	0.4		0.1		0.8	4.1	2.8	1.7	0.9	1.3	1.4	1.1
7. 障害児入所施設 （福祉型・医療型）	6.0	0.1	2.1		3.8	4.9	0.8		0.7	2.6	8.4	2.5
8. 児童養護施設	5.5		1.8		0.9	3.3	0.9	1.7	0.2	0.9	2.1	1.1
9. 乳児院	3.3		1.1									0.2
10. 児童自立支援 施設	1.1		0.3		0.0	0.1				0.0	0.1	0.1
11. 知的障害者福 祉ホーム					0.1				0.0	0.0	0.7	0.0
12. 救護施設					0.1	0.1			0.1	0.1	0.1	0.1
13. 老人福祉・ 保健施設					0.2		0.1		0.1	0.1	1.9	0.1
14. 一般病院・ 老人病院	0.5		0.2		0.5	1.0			0.1	0.3	0.0	0.3
15. 精神科病院	2.1		0.7		3.5	2.3	0.4	0.9	1.0	2.3	0.1	2.0
16. 施設入所支援	0.7	0.0	0.3		19.7	3.3	6.9	0.9	3.9	12.4	0.2	9.8
17. 自立訓練 （宿泊型）					0.1	0.3	0.3	0.9	0.5	0.2		0.2
18. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.1		0.0		0.2	0.5	0.1		0.2	0.3	1.0	0.2
19. その他・不明	2.0	0.1	0.7		1.0	0.5	0.4		1.0	0.9	1.8	0.8
不明									5.4	1.5	37.2	1.2
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表52 入所前の状況 —活動の場等—

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	10.0	38.7	29.3		8.8	10.8	18.4	19.0	15.0	12.0	10.4	15.7
2. 一般就労					0.7	13.4	15.3	12.1	5.9	4.9	0.8	3.9
3. 福祉作業所					2.7	1.0	0.7	2.6	3.6	2.6	4.6	2.0
4. 職業能力開発校	0.1		0.0		0.0	0.3	0.4		0.1	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	43.8		14.3		18.9	33.3	29.5	14.7	16.3	20.3	7.3	19.0
6. 小中学校 (普通学級)	3.9	0.0	1.3		0.1	1.0	0.1	0.9	0.1	0.2		0.4
7. 小中学校(特 別支援学級)	24.7	0.6	8.5		0.5	7.2	0.4		0.9	1.0	1.2	2.6
8. その他の学校	1.6	0.2	0.7		0.1	6.7	4.5		0.5	1.2	0.1	1.1
9. 保育所・幼稚園	2.6	26.6	18.8									4.0
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.8	0.6	1.0		2.5	0.3	0.2		5.4	2.9	5.7	2.5
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.2	25.7	17.7		0.0		0.1		0.1	0.0	0.1	3.8
12. 児童養護施設	1.5	0.1	0.5		0.8	0.1	0.1		1.6	0.9	1.7	0.8
13. 乳児院	3.1		1.0									0.2
14. 救護施設					0.1				0.1	0.1	0.3	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設					0.2		0.1		0.2	0.2	0.2	0.1
16. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.2		0.1		0.6	1.4	0.1		0.2	0.5	0.7	0.4
17. 精神科病院 (入院)	1.7		0.6		3.5	0.7	0.7	0.9	1.4	2.4	5.8	2.0
18. 療養介護					0.0					0.0	0.1	0.0
19. 生活介護	1.1		0.3		44.6	2.6	0.9	1.7	4.5	24.8	49.9	19.5
20. 自立訓練					1.4	4.5	10.5		2.4	3.0	0.9	2.3
21. 就労移行支援					0.4	3.4	4.4	9.5	8.4	3.4	0.9	2.7
22. 就労継続支援 A型					0.1	1.8	1.7	15.5	1.7	1.0	0.2	0.8
23. 就労継続支援 B型					6.1	4.8	8.6	22.4	27.9	12.7	5.7	10.0
24. 地域活動支援 センター等					1.0	0.4	0.9		1.2	1.0	0.3	0.8
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設					0.3	0.5	0.1		0.2	0.2	0.6	0.2
26. その他・不明	0.6	1.6	1.2		2.0	1.5	1.3	0.9	2.5	2.0	2.5	1.9
不明	2.1	6.0	4.7		4.2	4.5	0.9			2.6		3.1
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表53）については、全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」が50.1%と最も高く、次いで「グループホーム・生活寮等」（14.1%）、「施設入所支援」（9.7%）の順となっている。

施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」「社員寮・住み込み等」「アパート等」に移った者は合わせて19.8%と、前年の16.8%に比べると3.0ポイント上がっており地域移行の傾向が見てとれる。

障害児入所施設では「家庭」が48.9%と最も高く、次いで「施設入所支援」（21.4%）、「グループホーム等」（17.8%）の順となっている。

一方、「精神科病院」への入院により退所した者は全体で2.6%、そのうち、就労継続支援A型及び生活介護が他事業種別に比して高い。

また、施設入所支援からの「一般病院・老人病院」（8.4%）と「老人福祉・保健施設」（5.2%）への移行は、合わせて13.6%と、前年度より8.6ポイント減少しているものの、全体での割合は6.8%、前年が6.0%と年々高齢化が進んでいることがわかる。

なお、「死亡退所」も全体で11.6%あり、特に生活介護と施設入所支援では退所者の約5人に1人は死亡退所で、この傾向は平成25年度から5年間続いている。

退所後の活動の場（表54）は、全体では「生活介護」が最も多く18.1%、次いで「一般就労」（10.5%）、「就労継続支援B型」（9.8%）の順となっている。

「一般就労」への移行の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が37.8%と最も高率で、次いで自立訓練（23.0%） 就労継続支援B型（15.8%）となっている。

障害児入所施設からの移行については、「特別支援学校（高等部含む）」が29.1%と最も高く、次いで、「生活介護」22.8%となっている。また、「就労継続支援B型」が8.6% 「一般就労」が8.0%、と障害福祉サービスへの移行だけでなく、進学や就職をしている様子が伺われる。

児童発達支援センターでは、「特別支援学校（高等部含む）」（29.9%）、「小中学校（特別支援学級）」（29.5%）、「保育所・幼稚園」（23.6%）「小中学校（普通学級）」（5.4%）となっており、障害があっても身近な地域の中で育ち、生活できるような地域支援や家族支援がなされてきているといえよう。

表53 退所後の状況 一生活の場一

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	48.9	99.5	82.8		25.7	51.0	61.0	45.2	40.6	37.1	30.7	50.1
2. アパート等 (主に単身)	0.3		0.1		1.8	4.5	4.1	4.3	4.3	3.1	3.2	2.2
3. グループホーム・生活寮等	17.8	0.1	5.9		14.8	21.2	15.0	14.8	22.0	17.3	16.6	14.1
4. 社員寮・住み込み等	0.1		0.0						0.0	0.0	0.0	0.0
5. 職業能力開発 校寄宿舎	0.1		0.0									0.0
6. 特別支援学校 寄宿舎												
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	4.8	0.2	1.7		1.3				0.1	0.6	0.1	0.9
8. 児童養護施設	0.3	0.2	0.2									0.1
9. 知的障害者福 祉ホーム	0.4		0.1		0.1	0.6	0.7		0.1	0.2	0.1	0.2
10. 救護施設					0.1	0.2	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
11. 老人福祉・ 保健施設					5.2	2.5	1.8	2.6	4.0	4.1	5.2	3.0
12. 一般病院・ 老人病院	0.2		0.1		7.7	2.5	2.6	5.2	3.1	5.2	8.4	3.8
13. 精神科病院	1.9		0.6		4.2	2.1	1.6	4.3	3.1	3.4	4.0	2.6
14. 施設入所支援	21.4		7.1		15.7	4.1	3.8	8.7	7.8	10.8	8.5	9.7
15. 自立訓練 (宿泊型)	1.6		0.5		0.2	2.5	0.7		0.5	0.5	0.2	0.5
16. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.3		0.1		0.1			0.9	0.0	0.1		0.1
17. その他・不明	0.9	0.1	0.3		1.1	1.6	0.7	2.6	1.3	1.2	0.9	0.9
18. 死亡退所	0.8	0.1	0.3		22.1	7.2	7.3	10.4	12.8	16.1	22.0	11.6
不明							0.8	0.9		0.1		0.1
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表54 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	7.1	1.0	3.0		5.3	7.0	6.8	11.3	7.9	6.5	2.7	5.5
2. 一般就労	8.0	0.1	2.7		3.8	23.0	37.8	12.2	15.8	13.6	5.6	10.5
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	2.8		0.9		1.1	1.0	1.0	3.5	1.5	1.2	0.3	1.1
4. 職業能力開発校	0.3		0.1		0.1		0.2		0.2	0.1	0.0	0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	29.1	29.9	29.6		0.1	0.6	1.3		0.3	0.4	0.1	8.7
6. 小中学校 (普通学級)	0.8	5.4	3.9									1.1
7. 小中学校 (特別支援学級)	3.8	29.5	21.0		0.0				0.0			6.0
8. その他の学校	0.2	1.2	0.9			0.4	0.4		0.1	0.1	0.0	0.3
9. 保育所・幼稚園	0.3	23.6	15.9									4.5
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.7	0.2	0.7		0.7				0.3	0.4	0.1	0.5
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等		6.3	4.3									1.2
12. 児童養護施設	0.2	0.1	0.1									0.0
13. 救護施設					0.1	0.2	0.3		0.1	0.2	0.0	0.1
14. 老人福祉・ 保健施設					6.3	2.9	1.9	1.7	4.7	4.9	5.3	3.5
15. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.2		0.1		7.7	2.3	2.7	7.0	2.9	5.2	7.9	3.7
16. 精神科病院 (入院)	1.9		0.6		4.1	2.5	1.6	4.3	3.2	3.4	3.7	2.6
17. 療養介護	0.2		0.1		1.4	0.2			0.7	0.9	0.8	0.6
18. 生活介護	22.8		7.5		32.7	9.7	6.5	13.9	16.2	22.3	15.7	18.1
19. 自立訓練	1.3		0.4		0.9	1.2	1.5		0.6	0.9	0.3	0.8
20. 就労移行支援	3.5	0.1	1.2		1.2	16.5	3.8		4.1	3.4	1.5	2.8
21. 就労継続支援 A型	2.4		0.8		1.2	6.0	4.4	5.2	5.2	3.2	1.0	2.5
22. 就労継続支援 B型	8.6	0.3	3.0		7.3	13.8	20.0	24.3	16.6	12.5	7.2	9.8
23. 地域活動支援 センター等	0.1		0.0		0.6	0.4	0.3		0.9	0.6	0.2	0.5
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.2		0.1		0.1		0.1	0.9	0.0	0.1		0.1
25. その他・不明	2.3	0.6	1.1		3.5	4.1	2.5	5.2	4.3	3.7	2.8	3.0
26. 死亡退所	0.8	0.1	0.3		20.8	7.0	7.0	10.4	12.6	15.3	21.0	11.0
不明	1.4	2.0	1.8		0.9	1.2			1.6	1.0	23.7	1.2
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

17. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、847人（前年1,055人）であった。就職率は全体で0.58%（前年0.73%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を下回った。

表55 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	34	11	13	349	19	164	590
	女	23	3	2	149	9	66	252
	不明	0	0	0	4	0	1	5
	計	57	14	15	502	28	231	847
	就職率（%）	1.91	0.01	1.06	16.46	2.24	0.75	0.58
平均年齢	男	18.1	40.9	23.9	28.3	34.9	31.5	28.9
	女	18.2	41.3	24.0	26.7	24.9	31.0	27.1
程度（人）	最重度	0	1	0	0	0	1	2
	重度	0	3	0	16	1	15	35
	中度	6	5	4	133	6	64	218
	軽度	51	4	10	270	11	109	455
	知的障害なし	0	1	0	82	7	38	128
	不明	0	0	1	1	3	4	9
年金（人）	有：1級	0	3	0	9	1	12	25
	有：2級	4	10	10	261	20	159	464
	有：その他	1	0	0	6	0	3	10
	無	52	1	4	191	7	43	298
	不明	0	0	1	35	0	14	50
平均月額給与（円）		93,848	77,670	96,267	93,179	89,240	86,449	91,214
生活の場（人）	家庭	19	6	9	382	17	157	590
	アパート等	1	0	1	28	4	15	49
	グループホーム・生活寮等	28	6	2	73	6	47	162
	社員寮等	0	0	0	7	0	3	10
	自立訓練（宿泊型）	3	0	3	6	0	2	14
	福祉ホーム	0	0	0	1	0	0	1
	その他	2	1	0	1	0	1	5
	不明	4	1	0	4	1	6	16

※就職率 = 就職者数 / (現員 (15歳以上) + 就職者数) × 100

図5 就職率(対1,000人比)

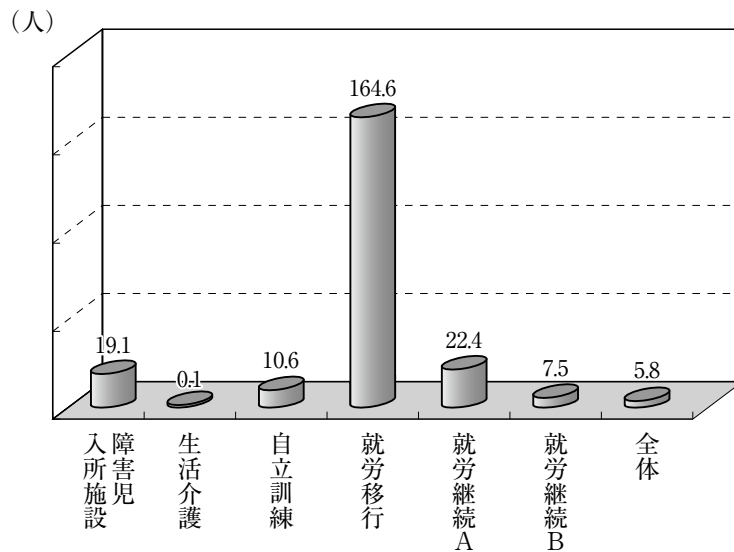


図6 就職者の程度別構成

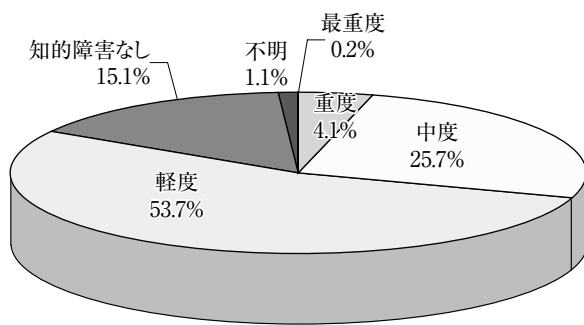
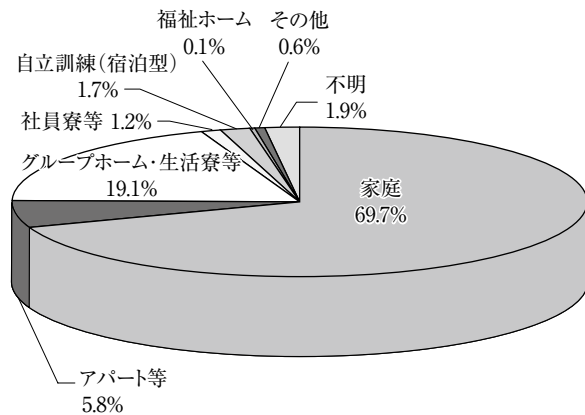


図7 就職者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が16.46%（前年度19.97%）と突出しており、次いで就労継続支援A型2.24%（同1.43%）、障害児入所施設1.91%（同2.64%）、自立訓練1.06%（同0.71%）、就労継続支援B型0.75%（同0.72%）、生活介護0.01%（同0.03%）の順であった。就労者の平均年齢は、全体で男28.9歳、女27.1歳であり、事業種別でみると、障害児入所施設が最も低く（男18.1歳、女18.2歳）、高いのは生活介護（男40.9歳、女41.3歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた673人で79.46%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」合わせて489人（57.73%）となっている。

就職者の生活の場では、前年度同様で最も多いのが「家庭」の590人（69.66%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が162人（19.13%）となっている。

表56 就職の状況（産業分類別）—平成29年度—

(人)

業種		児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）	
			生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A			就労継続 B
01	農業	4	1	1	13		8	27	3.2
02	林業					1		1	0.1
B (03~04)	漁業、水産養殖業								
C (05)	鉱業、採石業、砂利採取業	1						1	0.1
06	総合工事業				3		3	6	0.7
07, 08	職別工事業、設備工事業				1			1	0.1
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	8	1		78	4	32	123	14.5
11	繊維工業	1						1	0.1
12	木材・木製品製造業（家具除く）			1		1	2	4	0.5
13	家具・装備品製造業								
14	パルプ・紙・紙加工品製造業				5		5	10	1.2
15	印刷・同関連業				1			1	0.1
16~18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			7	1	1	10	1.2
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業						1	1	0.1
21	窯業・土石製品製造業				2		2	4	0.5
22	鉄鋼業				3			3	0.4
23	非鉄金属製造業								
24	金属製品製造業				3			3	0.4
25~27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				7	1	3	11	1.3
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				5		2	7	0.8
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業	1		1	7			9	1.1
32	その他の製造業			1			1	2	0.2
F (33~36)	電気・ガス・熱供給・水道業						1	1	0.1
G (37~41)	情報通信業				5			5	0.6
H (42~49)	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）			2	42	1	8	53	6.3
50~55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				11		6	17	2.0
56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	14	3	1	64	4	26	112	13.2
J (62~67)	金融業、保険業				7			7	0.8
K (68~70)	不動産、物品賃貸業				3		3	6	0.7
L (71~74)	学術研究、専門・技術サービス業		1		1		2	4	0.5
75	宿泊業			1	9		5	15	1.8
76~77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	7		1	24	1	20	53	6.3
78	洗濯・理容・美容・浴場業	3	1		14		2	20	2.4
79	その他の生活関連サービス業				1			1	0.1
80	娯楽業	1			4	1	5	11	1.3
O (81~82)	教育・学習支援業			3	8		9	20	2.4
83	医療業	3		1	18		4	26	3.1
84	保健衛生								
85	社会保険・社会福祉・介護事業	8	5	1	78	8	47	147	17.4
Q (86~87)	郵便局、協同組合						2	2	0.2
88	廃棄物処理業	3	2		27	3	13	48	5.7
89, 90	自動車整備業、機械等修理業				3		1	4	0.5
91	職業紹介・労働者派遣業	1			7			8	0.9
92	その他の事業サービス業			1	6	2		9	1.1
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業								
96	外国公務								
S (97~98)	国家公務、地方公務	1			9		12	22	2.6
	不明				26		5	31	3.7
	計	57	14	15	502	28	231	847	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56-2 就職の状況（産業分類別）—平成28度—

(人)

業種		児童福祉法 障害児 入所施設	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）	
			生活 介護	自立 訓練	就労 移行	就労継続 A			就労継続 B
01	農業	3	1		16		14	34	3.2
02	林業								
B (03~04)	漁業、水産養殖業				1		1	2	0.2
C (05)	鉱業、採石業、砂利採取業	1			2		2	5	0.5
06	総合工事業	1			10		3	14	1.3
07, 08	職別工事業、設備工事業				1			1	0.1
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	7		1	98	4	34	144	13.7
11	繊維工業	3			21		3	27	2.6
12	木材・木製品製造業（家具除く）				3		1	4	0.4
13	家具・装備品製造業								
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		7		2	11	1.0
15	印刷・同関連業	1			1			2	0.2
16~18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業				7		2	9	0.9
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業								
21	窯業・土石製品製造業	1			2		2	5	0.5
22	鉄鋼業								
23	非鉄金属製造業								
24	金属製品製造業	9	2		26		3	40	3.8
25~27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				1			1	0.1
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				8			8	0.8
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業				5		1	6	0.6
32	その他の製造業	1			1		2	4	0.4
F (33~36)	電気・ガス・熱供給・水道業				1	1		2	0.2
G (37~41)	情報通信業				3			3	0.3
H (42~49)	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	4			39		9	52	4.9
50~55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1			8		2	11	1.0
56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	11	2		76		24	113	10.8
J (62~67)	金融業、保険業				2			2	0.2
K (68~70)	不動産、物品賃貸業	1			9			10	1.0
L (71~74)	学術研究、専門・技術サービス業				3			3	0.3
75	宿泊業		2		22		4	28	2.7
76~77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	6	2		59	2	20	89	8.5
78	洗濯・理容・美容・浴場業	2	2		23		4	31	2.9
79	その他の生活関連サービス業						1	1	0.1
80	娯楽業	1			5		1	7	0.7
O (81~82)	教育・学習支援業	5			20		3	28	2.7
83	医療業	1	1		20		4	26	2.5
84	保健衛生								
85	社会保険・社会福祉・介護事業	14	13	3	125	5	48	208	19.8
Q (86~87)	郵便局、協同組合				3		2	5	0.5
88	廃棄物処理業	1	1		15	1	7	25	2.4
89, 90	自動車整備業、機械等修理業							0	0.0
91	職業紹介・労働者派遣業				5		2	7	0.7
92	その他の事業サービス業	2			31	2	5	40	3.8
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業				3			3	0.3
96	外国公務								
S (97~98)	国家公務、地方公務			1	14	1	5	21	2.0
	不明	1	1		14		3	19	1.8
	計	78	28	5	710	16	214	1,051	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56（平成29年度）、表56-2（平成28年度）は、1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。最も多かったのは「社会保険・社会福祉・介護事業」の147人（17.4%）（前年度208人（19.8%））、次いで「食料品製造業・飲料・たばこ・試料」123人（14.5%）（前年度144人（13.7%））「各種商品小売業（略）」112人（13.2%）（前年度113人（10.8%））となっており、前年度と比して上位3位は同じであった。

18. 介護保険サービスへの移行状況

表57は、この1年間に、介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度より2人増の346人と40歳以上の介護保険サービス利用対象年齢階層83,265人（表30）の0.42%であった。年齢階層別にみると、総合支援法第7条に謳われている「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」は152人（43.9%）と前年度より2.6ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が65人（18.8%）、「75～79歳」が36人（10.4%）、「60歳～64歳」が26人（7.5%）と続いた。また、40歳から64歳までの人数は、74人（21.4%）と全体の2割を超えた。一説で、知的障害のある人は加齢化が早いといわれることのあらわれかもしれない。

表57 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		7	1			2	10
		2.5	16.7			3.3	2.9
45～49歳		3				1	4
		1.1				1.7	1.2
50～54歳		13		1		2	16
		4.7		50.0		3.3	4.6
55～59歳		13				5	18
		4.7				8.3	5.2
60～64歳		20	1	1		4	26
		7.2	16.7	50.0		6.7	7.5
65～69歳		125	2			25	152
		45.1	33.3			41.7	43.9
70～74歳		52	1			12	65
		18.8	16.7			20.0	18.8
75～79歳		30	1			5	36
		10.8	16.7			8.3	10.4
80歳～		14				4	18
		5.1				6.7	5.2
無回答					1		1
					100		0.3
計		277	6	2	1	60	346
		100	100	100	100	100	100

表58は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が108人（31.2%）と前年度より0.1ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「中度」が86人（24.9%）、「最重度」が68人（19.7%）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせて176人（50.9%）と全体の5割を超えた。

また、介護保険サービスに移行又は併給を開始した年齢は、全ての知的障害の程度において、「65～69歳」の割合が最も高かった。

表58 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの知的障害の程度

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％）

年齢 程度	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度	2		4	5	6	24	9	11	7		68
	20.0		25.0	27.8	23.1	15.8	13.8	30.6	38.9		19.7
	2.9		5.9	7.4	8.8	35.3	13.2	16.2	10.3		100
重度	4	2	7	3	9	47	21	12	3		108
	40.0	50.0	43.8	16.7	34.6	30.9	32.3	33.3	16.7		31.2
	3.7	1.9	6.5	2.8	8.3	43.5	19.4	11.1	2.8		100
中度	1	1	1	2	4	39	22	9	7		86
	10.0	25.0	6.3	11.1	15.4	25.7	33.8	25.0	38.9		24.9
	1.2	1.2	1.2	2.3	4.7	45.3	25.6	10.5	8.1		100
軽度	1	1	2	2	1	22	9	2	1		41
	10.0	25.0	12.5	11.1	3.8	14.5	13.8	5.6	5.6		11.8
	2.4	2.4	4.9	4.9	2.4	53.7	22.0	4.9	2.4		100
知的障害なし	1		2	5	3	12	2				25
	10.0		12.5	27.8	11.5	7.9	3.1				7.2
	4.0		8.0	20.0	12.0	48.0	8.0				100
無回答	1			1	3	8	2	2		1	18
	10.0			5.6	11.5	5.3	3.1	5.6		100.0	5.2
	5.6			5.6	16.7	44.4	11.1	11.1		5.6	100
計	10	4	16	18	26	152	65	36	18	1	346
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	2.9	1.2	4.6	5.2	7.5	43.9	18.8	10.4	5.2	0.3	100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が111人（32.1%）と前年度より2.5ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「区分5」が76人（22.0%）、「区分4」が62人（17.9%）と続いた。「区分6」と「区分5」をあわせて187人（54.0%）と全体の5割を超えた。

また、介護保険サービスに移行又は併給を開始した年齢は、全ての障害支援区分において、「65～69歳」の人数が最も高かった。

表59 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

年齢 区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1			1 6.3 14.3			4 2.6 57.1	1 1.5 14.3		1 5.6 14.3		7 2.0 100
区分2					3 11.5 12.5	15 9.9 62.5	4 6.2 16.7	1 2.8 4.2	1 5.6 4.2		24 6.9 100
区分3		1 25.0 2.3	1 6.3 2.3	2 11.1 4.7	1 3.8 2.3	24 15.8 55.8	7 10.8 16.3	6 16.7 14.0	1 5.6 2.3		43 12.4 100
区分4	2 20.0 3.2		2 12.5 3.2	4 22.2 6.5	2 7.7 3.2	32 21.1 51.6	11 16.9 17.7	7 19.4 11.3	2 11.1 3.2		62 17.9 100
区分5	2 20.0 2.6		2 12.5 2.6		7 26.9 9.2	34 22.4 44.7	17 3.0 22.4	9 25.0 11.8	5 27.8 6.6		76 22.0 100
区分6	4 40.0 3.6	2 50.0 1.8	9 56.3 8.1	8 44.4 7.2	12 46.2 10.8	36 23.7 32.4	20 30.8 18.0	12 33.3 10.8	8 44.4 7.2		111 32.1 100
無回答	2 20.0 8.7	1 25.0 4.3	1 6.3 4.3	4 22.2 17.4	1 3.8 4.3	7 4.6 30.4	5 7.7 21.7	1 2.8 4.3		1 100.0 4.3	23 6.6 100
計	10 100 2.9	4 100 1.2	16 100 4.6	18 100 5.2	26 100 7.5	152 100 43.9	65 100 18.8	36 100 10.4	18 100 5.2	1 100 0.3	346 100 100

表60は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が136人（39.3%）と前年度より6.9ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が95人（27.5%）、「家庭」が79人（22.8%）と続いた。開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度より4.6ポイント減少したが、87人（25.1%）と最も割合が高かった。次いで、「家庭」が67人（19.4%）、「グループホーム（障害福祉）」が61人（17.6%）と続いた。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった136人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」に変わった人は67人（49.3%）と、前年度より4.8ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「介護老人保健施設」が31人（22.8%）、「その他」が14人（10.3%）と続いた。また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった95人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム・生活寮等」であった人は59人（62.1%）と、前年度より3.1ポイント減少したものの最も割合が高く、次いで「その他」が14人（14.7%）、「特別養護老人ホーム」が13人（13.7%）と続いた。

また、表60と表62にある介護保険サービスの中で、「デイサービス・デイケア」に次いで利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」（87人）であった。

表60 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始する前と、した後の生活の場

（人・下段は%）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護老 人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	59 88.1			1 10.0	4 4.6	6 13.6	1 5.9	7 16.7	1 14.3	79 22.8
アパート等 (主に単身)	2 3	10 91	1 2			1 2.3		2 4.8		16 4.6
グループホーム・生活寮等	1 1.5		59 96.7	3 30.0	13 14.9	4 9.1	1 5.9	14 33.3		95 27.5
社員寮・ 住み込み等						2 4.5				2 0.6
知的障害者 福祉ホーム	1 1.5	1 9.1			1 1.1		2 11.8			5 1.4
施設入所支援	4 6.0		1 1.6	6 60.0	67 77.0	31 70.5	12 70.6	14 33.3	1 14.3	136 39.3
自立訓練 (宿泊型)							1 5.9			1 0.3
その他・不明					2 2.3			5 11.9		7 2.0
無回答									5 71.4	5 1.4
計	67 19.4	11 3.2	61 17.6	10 2.9	87 25.1	44 12.7	17 4.9	42 12.1	7 2.0	346 100

表61は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護3」が65人（18.8%）と前年度より2.5ポイント増加し、最も割合が高かった。障害支援区分は、「区分6」が111人（32.1%）と前年度より2.5ポイント減少したものの最も割合が高かった。

障害支援区分が「区分6」である人のうち、介護認定区分が「要介護5」となった人は、35人（31.5%）と前年度より1.2ポイント増加し最も割合が高かった。一方で、「要支援1」となった人が、2人（1.8%）いた。「区分5」のうち、介護認定区分が「要介護3」となった人は、22人（28.9%）と前年度より0.1ポイント増加し最も割合が高かった。一方で、「要支援1」となった人も、1人（1.3%）いた。また、「区分4」のうち、介護認定区分が「要介護3」となった人は、17人（27.4%）と前年度より7.7ポイント増加し最も割合が高かった。一方で、「要支援1」となった人も6人（9.7%）いた。

全体の分布を見るとかなりバラツキがある。現行の介護認定では、知的障害で必要とされる支援度（介護度）が認定されにくい可能性がある。

表61 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始するものの介護認定区分別、障害支援区分 （人・下段は%）

障害支援区分 介護認定区分	障害支援区分						無回答	計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
要支援1	1 14.3	4 16.7	5 11.6	6 9.7	1 1.3	2 1.8	3 13.0	22 6.4
要支援2	1 14.3	2 8.3	6 14.0	8 12.9	2 2.6	1 0.9	4 17.4	24 6.9
要介護1	1 14.3	8 33.3	7 16.3	8 12.9	10 13.2	3 2.7	1 4.3	38 11.0
要介護2	2 28.6	3 12.5	5 11.6	8 12.9	8 10.5	5 4.5	6 26.1	37 10.7
要介護3	2 28.6	2 8.3	6 14.0	17 27.4	22 28.9	14 12.6	2 8.7	65 18.8
要介護4		1 4.2	4 9.3	5 8.1	13 17.1	21 18.9	2 8.7	46 13.3
要介護5		1 4.2	1 2.3	1 1.6	9 11.8	35 31.5	1 4.3	48 13.9
不明・無回答		3 12.5	9 20.9	9 14.5	11 14.5	30 27.0	4 17.4	66 19.1
計	7 100	24 100	43 100	62 100	76 100	111 100	23 100	346 100

表62は、表60以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、全体で前年度より7人増加して382人であった。「不明・無回答」を除き「デイサービス・デイケア」が105人（27.5%）と前年度より2.2ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」が38人（9.9%）、「その他」が32人（8.4%）と続いた。

介護保険サービスの利用開始をした年齢は、「65～69歳」が166人（43.5%）と前年度より1.1ポイント増加し最も割合が高かった。一方で、40～64歳で利用開始した人が87人（22.8%）と前年度より2.5ポイント増加した。

また、表61と表63にある介護保険サービスの中で、最も利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」（105人）であった。

表62 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は%）

介護保険サービス	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
デイサービス・デイケア	4 36.4	2 40.0	5 26.3	6 23.1	8 30.8	52 31.3	14 19.4	8 21.1	6 33.3		105 27.5
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)	1 9.1		3 15.8	3 11.5	1 3.8	20 12.0	7 9.7	2 5.3		1 100	38 9.9
短期入所 (ショートステイ)			1 5.3	5 19.2	2 7.7	8 4.8	7 9.7	2 5.3	1 5.6		26 6.8
訪問看護		2 40.0	2 10.5	2 7.7		3 1.8	2 2.8	1 2.6			12 3.1
その他	3 27.3		2 10.5	1 3.8	3 11.5	15 9.0	2 2.8	3 7.9	3 16.7		32 8.4
不明・無回答	3 27.3	1 20.0	6 31.6	9 34.6	12 46.2	68 41.0	40 55.6	22 57.9	8 44.4		169 44.2
計	11 100	5 100	19 100	26 100	26 100	166 100	72 100	38 100	18 100	1 100	382 100

表63は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が121人（36.9%）と前年度より8.9ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が56人（17.1%）、「家族の希望により」が54人（16.5%）と続いた。加齢による支援体制の構築や介護保険サービスとの連携に難しさがあるのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が1割強しかないこと（13.1%）は課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても全体の3割弱（29.6%）であった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人のうち、「65～69歳」は53人（35.8%）と前年度より7.7ポイント増加し最も割合が高かった。一方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、45～64歳で利用開始した人が、21人（17.4%）いた。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった					1 4.0	40 27.0	10 16.7	4 12.9	1 6.3		56 17.1
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた			3 20.0	6 33.3	12 48.0	53 35.8	26 43.3	14 45.2	7 43.8		121 36.9
3. 本人の希望により	2		1 6.7	3 16.7	3 12.0	18 12.2	10 16.7	4 12.9	2 12.5		43 13.1
4. 家族の希望により	5 50.0		7 46.7	5 27.8	5 20.0	16 10.8	10 16.7	4 12.9	2 12.5		54 16.5
5. その他	3 30.0	4 100	2 13.3	3 16.7	4 16.0	12 8.1	4 6.7	4 12.9	2		38 11.6
6. 不明・無回答			2 13.3	1 5.6		9 6.1		1 3.2	2 12.5	1 100	16 4.9
計	10 100	4 100	15 100	18 100	25 100	148 100	60 100	31 100	16 100	1 100	328 100

19. 死亡の状況

表64は、死亡時の年齢階級別及び程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は961人（前年度1,290人）であった。年齢階級では、「50～59歳」が183人（19.0%）と前年度より0.3ポイント増加し最も割合が高かった。次いで、「65～69歳」が134人（13.9%）、「40～49歳」が132人（13.7%）と続いた。程度では、「最重度」が362人（37.7%）と前年度より4.5ポイント減少したものの最も割合が高かった。なお、「最重度」と「重度」を合わせると、全体の73.2%であった。

また、「最重度」のうち、最も割合が高かったのは「50～59歳」（18.8%）であったが、「重度」では「50～59歳」（19.4%）、「中度」では「65～69歳」（18.1%）、「軽度」では「50～59歳」（22.6%）の割合が最も高かった。

表64 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

(人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	3 75.0	3 60.0	17 48.6	31 44.9	64 48.5	68 37.2	46 35.4	51 38.1	30 28.6	21 29.6	26 29.9	2 33.3	362 37.7
重度		1 20.0	7 20.0	20 29.0	45 34.1	66 36.1	39 30.0	42 31.3	51 48.6	32 45.1	36 41.4	2 33.3	341 35.5
中度			2 5.7	10 14.5	15 11.4	20 10.9	24 18.5	27 20.1	18 17.1	15 21.1	18 20.7		149 15.5
軽度	1 25.0	1 20.0	4 11.4	2 2.9	4 3.0	12 6.6	10 7.7	9 6.7	3 2.9	1 1.4	5 5.7	1 16.7	53 5.5
知的障害なし			4 11.4	3 4.3	1 0.8	13 7.1	7 5.4	5 3.7	2 1.9	2 2.8	2 2.3		39 4.1
不明			1 2.9	3 4.3	3 2.3	4 2.2	4 3.1		1 1.0			1 16.7	17 1.8
計	4 0.4	5 0.5	35 3.6	69 7.2	132 13.7	183 19.0	130 13.5	134 13.9	105 10.9	71 7.4	87 9.1	6 0.6	961 100

表65は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向がみられたが、「5歳以下」から「6～19歳」にかけての対1,000人比は、0.1人減少している。前年度と同様に、「80歳以上」が64.4人（対1,000人比）と最も高い。

表65 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

(人)

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.7	0.6	1.3	2.5	3.7	8.1	13.5	16.7	25.9	31.1	64.4	6.3

図8 年齢階級別死亡率(対1,000人比)

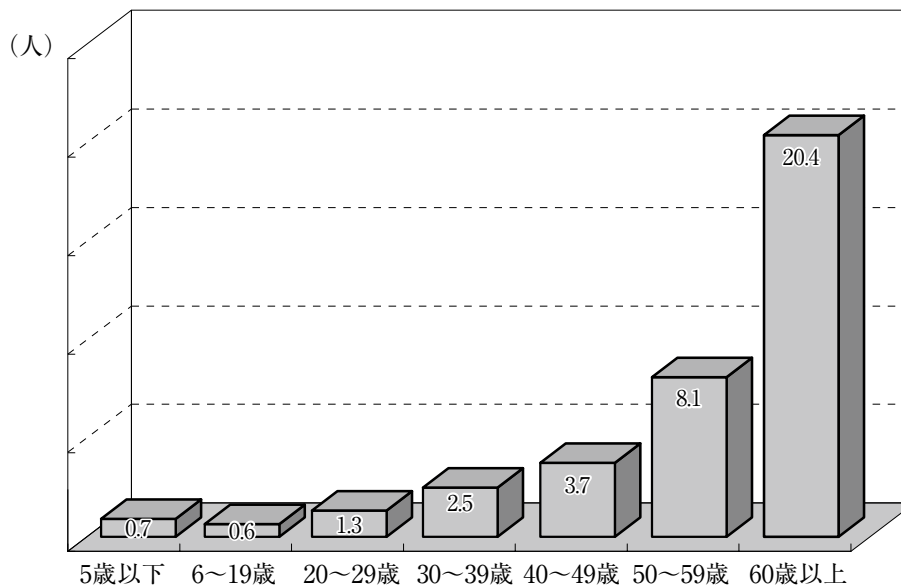


表66は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が736人（76.6%）と前年度より4.2ポイント減少したものの最も割合が高かった。次いで、「施設」が121人（12.6%）と前年度より2.1ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表66 死亡場所

(%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	12.6	76.6	8.3	1.8	0.7	100

表67は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。どの年齢階級においても、死因は「病気」の割合が最も高く、全体では昨年度より0.4ポイント減少したが、89.8%であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合（84.6%）よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（93.9%）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（2.5%）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（9.6%）の方が高率であった。

表67 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計(1)	割合(%)
病気	4	4	27	54	107	166	362	84.6
事故		1	4	9	18	9	41	9.6
その他			4	6	6	8	24	5.6
不明					1		1	0.2
合計	4	5	35	69	132	183	428	100
割合(%)	0.9	1.2	8.2	16.1	30.8	42.8	100	-

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計(2)	割合(%)	不明	合計	割合(%)
病気	120	125	100	68	82	495	93.9	6	863	89.8
事故	6	3	1	1	2	13	2.5		54	5.6
その他	3	6	4	2	3	18	3.4		42	4.4
不明	1					1	0		2	0.2
合計	130	134	105	71	87	527	100	6	961	100
割合(%)	24.7	25.4	19.9	13.5	16.5	100	-	0.6	100	-

調査票 A

御中

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(平成29年6月1日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。
 当該事業所全体の状況について、事業所単位 でご作成ください。
 - ①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。
 「I施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。
 (短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)
 - ②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。
 例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)
 - ③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。
 例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
 例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成29年6月1日現在でご回答ください。
3. 本調査の結果は、統計的に処理するためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

I 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分はご記入ください。)

施設・事業所の名称			
施設・事業所の種類	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	【施設・事業所の種類】 <input type="radio"/> 01.障害児入所施設(福祉型・医療型) <input type="radio"/> 02.児童発達支援センター <input type="checkbox"/> 03.日中活動 <input type="checkbox"/> 04.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての□にし点を記入のこと。 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練・機能訓練) <input type="checkbox"/> 自立訓練(宿泊型) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型

定員	(日中)	人	現 在 員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率(平成28年度) ※小数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと			(日中)		%	※利用率=12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
			(夜間)		%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。
 ※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード	
-------	--

II 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

平成28年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員1名1職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。

※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名	配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務		③非常勤	非常勤の換算数	
			常勤兼務	常勤兼務の換算数			
①施設長・管理者	—人			.		.	
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者				.		.	
直接支援職員		③保育士			.		.
		④生活支援員・児童指導員			.		.
		⑤職業指導員・就労支援員			.		.
		⑥看護師（准看護師）・保健師			.		.
⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員等				.		.	
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上） ※嘱託医は含めず			.		.		
⑨管理栄養士			.		.		
⑩栄養士			.		.		
⑪調理員			.		.		
⑫送迎運転手			.		.		
⑬事務員			.		.		
⑭その他職種（ ）			.		.		
合計		人	人	. 人	人	. 人	

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない常勤の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

例) 雇用の契約更新等ある方は『非正規』に計上。

[1]年齢と性別	年齢区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
		男	正規						
	男	非正規							
	女	正規							
	女	非正規							
	計	正規	人	人	人	人	人	人	★ 人
	計	非正規	人	人	人	人	人	人	☆ 人
[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計	
		男	正規						
		男	非正規						
		女	正規						
		女	非正規						
		計	正規	人	人	人	人	人	★ 人
	計	非正規	人	人	人	人	人	☆ 人	

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ	夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用	夜間（1日）職員_____人（夜勤____人、宿直__人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [_____] 年	<input type="checkbox"/> ②ない	<input type="checkbox"/> ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室	_____室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※平成29年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		<input type="checkbox"/> ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
		<input type="checkbox"/> ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
		<input type="checkbox"/> ⑥福祉・介護職員処遇改善特別加算
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		<input type="checkbox"/> ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		<input type="checkbox"/> ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑩夜勤職員配置体制加算
		<input type="checkbox"/> ⑪重度障害者支援加算（Ⅰ） <input type="checkbox"/> ⑫重度障害者支援加算（Ⅱ）
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑬人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → <input type="checkbox"/> ①（1対1.7） <input type="checkbox"/> ②（1対2.0） <input type="checkbox"/> ③（1対2.5）
<input type="checkbox"/> ⑭食事提供体制加算		
<input type="checkbox"/> ⑮送迎加算 →（_____人）（うち重度加算対象の方_____人）		
<input type="checkbox"/> ⑯延長支援加算		
<input type="checkbox"/> ⑰開所時間減算		

Ⅳ 事業所の取り組み

1. たんの吸引等の実施のため研修を修了している職員数

[1]介護職員等によるたんの吸引等の実施のため研修を修了している実職員数	①第1号研修（不特定多数の者対象）	②第2号研修（不特定多数の者対象）	③第3号研修（特定の者対象）	当該事業所の直接支援職員数
	_____人	_____人	_____人	_____人

2. 短期入所の状況

[1]短期入所の実施	<input type="checkbox"/> ①実施している → 事業の種類 → <input type="checkbox"/> ①併設事業所（定員____人） <input type="checkbox"/> ②空床利用型事業所（定員____人） ※法人内ではなく、貴事業所のみ該当する定員を回答のこと ※単独型事業所は本調査対象外とする <input type="checkbox"/> ②実施していない							
[2]利用実績 （平成29年4月から6月の3か月間）	①利用実人数____人 ②利用延べ件数●____件 ③利用延べ日数____日 例）ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数9日」と回答のこと。 1件の日数を計算する場合、調査期間内（4月から6月の3か月間）の報酬の対象となった日数の合計とし、利用開始初日から帰宅日までを計上すること。							
[3]上記3か月間における1回あたりの利用期間の分布 ②と合計が一致すること	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30泊以上	計（件）
	件	件	件	件	件	件	件	● 件
[4]現在利用中（滞在中）の方の最長日数	調査基準日である平成29年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用日数を回答のこと。							日
[5]一回の利用に30泊以上する方の理由 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①障害者支援施設への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ②グループホームへの入居待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ③その他福祉施設等への入所待機のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑤本人の健康状態の維持管理のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑥家族の病気等のために利用（____件） <input type="checkbox"/> ⑦その他（____件）〔 _____ 〕							

V 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

	保有資格	人数	保有資格	人数
[1]職員の資格取得状況 （重複計上可）	①介護福祉士	人	⑤知的障害援助専門員	人
	②社会福祉士	人	⑥知的障害福祉士	人
	③精神保健福祉士	人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）	人
	④保育士	人	⑧その他（_____）	人
[2]取得を促進している資格 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他（_____）
[3]資格取得への支援・処遇の内容 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他（_____） <input type="checkbox"/> ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 <input type="checkbox"/> ③資格取得後に昇進昇格（昇給）等処遇への反映 <input type="checkbox"/> ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ <input type="checkbox"/> ⑤その他（_____）			
[4]資格取得後の手当等 の支給状況	資格の種類		定額で給与に毎月支給される場合の金額	
	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ④保育士	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	¥	/月	
	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	¥	/月	
<input type="checkbox"/> ⑧その他（_____）	¥	/月		
複数資格を取得の場合の取り扱い		支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない		

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成29年6月1日現在)

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

- 本調査は1事業につき1調査としています。
当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。
 - 日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。
例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施
→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）
 - 日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。
※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。
例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成
（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）
例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成
（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）
 - 従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。
- 設問は特別の指示がない場合にはすべて**平成29年6月1日現在**でご回答ください。
- 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分をご記入ください。)

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票(コピー)を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型

[1]定員	人	開設年月	移行年月
-------	---	------	------

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

		(1) 契約・措置利用者数 (合計)				①男 ★ 人		②女 ☆ 人				計 ● 人						
		(2) 年齢別在籍者数																
		年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
[2] 現在員	1.男																	★
	2.女																	☆
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	(1)(2)(4)の男女別人員計は一致すること	うち障児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること																
		(4) 利用・在籍年数別在籍者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
		在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
[2] 現在員	1.男																	★
	2.女																	☆
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
		[3] 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと																
		非該当		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計							
		人		人	人	人	人	人	人	人	● 人							
		[4] 療育手帳程度別在籍者数 ※[2]の人員計と一致すること																
		1. 最重度・重度				2. 中軽度				3. 不所持・不明				計				
		人				人				人				● 人				
		[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと																
		手帳所持者実数	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可		1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		○ 人	人		人	人	人	人	人	人								
		[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答																
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計										
		人	人	人	人	人	人	○ 人										
		[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数																
		1級	2級	3級	計													
		人	人	人	人													
		[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとしててんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと																
		1. 自閉スペクトラム症 (広範性発達障害、自閉症など)				4. てんかん性精神病				5. その他 (強迫性心因反応、神経症様反応など)								
		人				人				人								
		2. 統合失調症				3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病障害など)				計								
		人				人				人								
		[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数																
		[10] 認知症の状況				1. 医師により認知症と診断されている人数				2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数								
		人				うちダウン症の人数				うちダウン症の人数								
		人				人				人								
		[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)																
		1. 矯正施設				2. 更生保護施設				3. 指定入院医療機関				計				
		人				人				人				人				
		[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと																
		人																

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない			
[13]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計		
	人員	人	人	人	人	人	● 人		
[13]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計		
	人員	人	人	人	人	人	● 人		
[13]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計		
	人員	人	人	人	人	人	● 人		
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸（市販の物以外の座薬も含む）	人			
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 排便	人			
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人			
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人			
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	17. 巻き爪、白癬爪の爪切り	人			
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	計	人			
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこなひ、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理								
[15] 週当たりの利用契約状況 ※[2]の人員計と一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと	7日/週	6日/週	5日/週	4日/週	3日/週	2日/週	1日/週	その他	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
[16] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人 ※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする								
[17] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業所のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人					
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人					
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人					
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	● 人					
[18] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※「01.障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人							
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人							
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人							
	4. その他の日中活動の場等で活動	人							
計		● 人							

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[19]－A 平成 28 年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと							
(1) 生活の場		(人)		(2) 活動の場		(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		計		6.小中学校(普通学級)		20.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)		21.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型	
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型	
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明	
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院			
14.一般病院・老人病院				14.救護施設		計	

[19]－B 平成 28 年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 (28 年 4 月 1 日～29 年 3 月 31 日の 1 年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場				(2) 活動の場			
		(人)				(人)	
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		16.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校(普通学級)		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		計		7.小中学校(特別支援学級)		21.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計	
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所	
				14.老人福祉・保健施設		計	

[20] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の 1 年間の調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [19] -B、(2) 活動の場、2 一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2 年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21] 介護保険サービスへの移行・併給状況									
※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。									
イ、平成28年4月1日～平成29年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表8より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[22] 死亡の状況						
※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。						
イ、平成28年4月1日～平成29年3月31日の1年間を調査すること						
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること						
ハ、[19]-B、(1)生活の場、18死亡退所 の人数と一致すること						
No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	死亡場所 (別表9より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）		4. 無
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）		3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援	
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他		3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設	
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5	2. 要支援2 5. 要介護3		3. 要介護1 6. 要介護4	
別表7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 4. 訪問看護			5. その他
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により				
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます